

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月22日
【中間会計期間】	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日
【会社名】	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ (Nomura Europe Finance N.V.)
【代表者の役職氏名】	社長兼業務執行取締役 (President & Managing Director) 山崎 裕二 (Yuji Yamasaki)
【本店の所在の場所】	オランダ王国、アムステルダム市1096HA、 アムステルプライン1、レンブラント・タワー19階 (Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam, The Netherlands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴田 弘典
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 野原 新平 弁護士 下山 秀賀
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-4786 03-6894-4063
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「提出会社」、「当社」または「NEF」は法人所在地をアムステルダムとするノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイを指し、「保証会社」または「野村ホールディングス」は野村ホールディングス株式会社を指し、「野村グループ」は野村ホールディングスおよびその連結子会社を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「ブラジル・レアル」は、全てブラジル連邦共和国の法定通貨を指し、
- ・「インド・ルピー」は、全てインド共和国の法定通貨を指し、
- ・「南アフリカランド」は、全て南アフリカ共和国の法定通貨を指し、
- ・「トルコ・リラ」は、全てトルコ共和国の法定通貨を指し、
- ・「ニュージーランド・ドル」は、全てニュージーランドの法定通貨を指し、
- ・「メキシコ・ペソ」は、全てメキシコ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「インドネシア・ルピア」は、全てインドネシア共和国の法定通貨を指し、
- ・「ロシア・ルーブル」は、全てロシア連邦の法定通貨を指し、
- ・「ユーロ」は、全て欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の統一通貨を指し、
- ・「豪ドル」は、全てオーストラリア連邦の法定通貨を指し、
- ・「米ドル」は、全てアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」は、全て日本国の法定通貨を指す。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

当中間会計期間において、2016年8月15日提出の有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載された事項に重要な変更はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結事業年度および中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

(注) 当社は、2014年9月30日現在においてもその後の期間においても子会社または関連会社を有していないため、2015年3月31日および2016年3月31日に終了した各年度ならびに2014年9月30日、2015年9月30日および2016年9月30日現在または同日に終了した各6ヶ月間については、連結財務書類の作成は要求されていない。

(2) 当社の事業年度および中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移

決算期		2014年9月30日 現在または同日 に終了した 6ヶ月間	2015年9月30日 現在または同日 に終了した 6ヶ月間	2016年9月30日 現在または同日 に終了した 6ヶ月間	2015年3月31日 終了事業年度	2016年3月31日 終了事業年度
		IFRS(注1)				
受取利息および類似収益	百万円	16,624	12,320	11,907	30,292	25,022
税引前利益/(損失)	百万円	5,918	100	3,837	4,602	(1,940)
中間(当期)利益/(損失)	百万円	4,441	78	2,887	3,483	(1,440)
発行済および払込済株式 資本(注2)	百万円	7,103	6,860	5,844	6,613	6,569
発行済株式総数	株	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000
株主資本合計	百万円	21,178	20,298	21,667	20,220	18,780
資産合計	百万円	2,014,988	2,172,722	2,228,531	1,863,864	2,218,997
1株当たり株主資本	円	187,416	179,628	191,743	178,938	166,195
1株当たり中間(当期) 利益(損失)	円	39,300.88	690.27	25,548.67	30,823.01	(12,743.36)
自己資本比率	%	1.05	0.93	0.97	1.08	0.85
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	341,726	(71,074)	(48,314)	444,766	(11,203)
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	(340,459)	70,919	48,253	(446,767)	10,929
現金および現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	3,807	408	193	550	270

(注1) 欧州連合が採用した国際財務報告基準。

(注2) 1株当たり額面金額454ユーロの株式113,000株を各期末日のレートにて円換算した金額。「第5 提出会社の状況 - 1 株式等の状況 - (1) 株式の総数等」を参照のこと。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社および親会社において営まれている事業の内容に重要な変更はなかった。本書提出日現在の企業集団の概要は以下のとおりである。

< 企業集団の概要 >



3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はなかった。

4【従業員の状況】

(1) 2016年9月30日現在の従業員数

当社の2016年9月30日現在の従業員数は10人である。

(2) 従業員数の著しい増減および労働組合の状況等

当中間会計期間において、特記事項はなかった。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社の主な事業は、野村グループの海外における資金調達およびその調達した資金の野村グループへの貸付である。当社は上記事業に関連して発生する金利および外国為替の変動リスク・ヘッジを目的に、デリバティブ取引を野村グループ内で行っている。受取利息および類似収益、支払利息および類似費用、支払手数料等および純トレーディング利益／（損失）はこれらの活動から生じる。

当中間期の受取利息および類似収益は11,907百万円（前年同期12,320百万円）、支払利息および類似費用は4,747百万円（前年同期178百万円）、支払手数料等は345百万円（前年同期349百万円）、純トレーディング利益は17,117百万円（前年同期116,704百万円損失）となっており、税引前利益は3,837百万円（前年同期100百万円）である。なお、法人所得税費用は950百万円（前年同期22百万円）であり、当中間期包括利益合計は2,887百万円（前年同期78百万円）となった。

また、現金および現金同等物の中間期末残高は、193百万円（前期末270百万円／前年同期408百万円）である。営業活動に使用したキャッシュ・フロー純額は、その他営業資産が増加したことにより、48,314百万円支出（前年同期71,074百万円支出）となった。財務活動により生じたキャッシュ・フロー純額は、社債の発行金額が償還金額を上回ったことにより、48,253百万円収入（前年同期70,919百万円収入）となった。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、重要な変更はなかった。

4【事業等のリスク】

当該中間会計期間において、2016年8月15日に提出した当社の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について新たな事項および重要な変更はなかった。

5【経営上の重要な契約等】

プログラム名	設定日	限度額	ディーラー	クレジット・サポート
ユーロ・ノート・プログラム	1994年10月19日	400億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村証券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注2)
ユーロ・ノート・プログラム(注1)	2009年7月31日	220億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村証券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注2)

(注1) ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー、ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーおよび当社が共同で設定したプログラムである。なお、当該プログラムは、2011年7月29日付でノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよび当社のみプログラムに変更されている。また、当該プログラムは2016年9月16日付で限度額が250億米ドルから220億米ドルに変更されている。

(注2) 2009年7月31日に設定されたユーロ・ノート・プログラムおよび1994年10月19日に設定されたユーロ・ノート・プログラムの保証枠は、合計で220億米ドルである。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」については、上記「3 対処すべき課題」および「4 事業等のリスク」をあわせて参照のこと。

(1) 重要な会計方針および見積もり

財務書類の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務書類の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積もりを行っている。これらの見積もりは、その性質上、判断および入手しうる情報に基づいて行われることになる。したがって、実際の結果がこれらの見積もり額と異なることがあり、結果として財務書類に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性がある。

重要な会計方針については、「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - 財務書類に関する注記 2 . 会計方針」を参照のこと。

(2) 経営成績の分析

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

(3) 財政状態の分析

当社の主な事業目的は野村グループのための資金調達活動であり、社債の発行等により資金調達を行い、関係会社へ貸付等を行っている。

公正価値で測定される金融負債を含めた社債残高が1,685,308百万円と、前期末比8,237百万円減少、関係会社からの借入金が357,030百万円と、前期末比8,328百万円増加、当中間期末の負債合計は2,206,864百万円と、前期末比6,647百万円増加となった。一方、関係会社への貸付金の合計は1,942,212百万円と、前期末比34,724百万円減少した。担保金増加等によりその他資産が152,413百万円と、前期末比31,924百万円増加した。当中間期末の資産合計は、前期末比9,534百万円増加し、2,228,531百万円である。

株主資本合計は、21,667百万円と、前期末比2,887百万円増加した。

(4) キャッシュ・フローの状況

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

該当事項なし。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2016年9月30日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
315,000	113,000	202,000

【発行済株式】

(2016年9月30日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面454ユーロ)	普通株式	113,000	-	議決権の制限のない株式
計	-	113,000	-	-

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

上記の当社の発行済株式の総数ならびに発行済および払込済株式資本は、当中間会計期間において変動していないが、IFRSに基づいて作成された財務書類は円貨表示であり、各期末為替レートの変動により、発行済および払込済株式資本の円貨表示金額が変動する。

(4) 【大株主の状況】

(2016年9月30日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番 1号	113,000	100%
計	-	113,000	100%

2 【株価の推移】

該当事項なし。

3 【役員の状況】

2016年8月15日付の有価証券報告書の提出日以降本書提出日現在まで、当社の取締役役に異動はなかった。

第6【経理の状況】

- (1) 本書記載の当社の邦文の中間財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。本書記載の中間財務書類については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第1項の規定が適用されている。なお、当社の採用している会計原則および会計慣行と日本において一般に公正妥当と認められる会計原則および会計慣行の主要な相違については、「2 その他 - (3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に記載されている。
- (2) 本書記載の2016年9月30日に終了した6ヶ月間に係る中間財務書類は、独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーによる監査を受けていない。

1【中間財務書類】

要約中間包括利益計算書

		2016年9月30日に 終了した 中間期	2015年9月30日に 終了した 中間期	2016年3月31日に 終了した 事業年度
	注記	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
受取利息および類似収益	3, 8, 16	11, 907	12, 320	25, 022
支払利息および類似費用	3, 12, 16	(4, 747)	(178)	(4, 502)
純受取利息		7, 160	12, 142	20, 520
支払手数料等	16	(345)	(349)	(754)
純トレーディング利益 / (損失)	4	17, 117	(116, 704)	(674, 696)
純損益を通じて公正価値で測定される 金融商品に指定された金融負債に関する 純利益 / (損失)	5	(16, 274)	109, 090	659, 116
その他の営業利益 / (損失)		(295)	(3)	19
純営業収益		7, 363	4, 176	4, 205
給与および社会保障費		(44)	(44)	(88)
一般管理費	6, 16	(3, 482)	(4, 032)	(6, 057)
営業費用合計		(3, 526)	(4, 076)	(6, 145)
税引前利益 / (損失)		3, 837	100	(1, 940)
法人所得税収益 / (費用)		(950)	(22)	500
当期利益 / (損失)		2, 887	78	(1, 440)
当期包括利益合計		2, 887	78	(1, 440)

2015年9月30日および2016年9月30日に終了した中間期、ならびに2016年3月31日に終了した事業年度には、その他の包括利益は計上されていない。

要約中間財政状態計算書

	注記	2016年	2016年
		9月30日現在	3月31日現在
		単位：百万円	単位：百万円
非流動資産			
関係会社への貸付金	14,16	219,179	243,147
デリバティブ金融資産	7,14,15,16	117,331	99,543
繰延税金資産		1,796	2,535
非流動資産合計		338,306	345,225
流動資産			
関係会社への貸付金	16	1,723,033	1,733,789
デリバティブ金融資産	7,14,15,16	14,568	19,173
現金および現金同等物	16	193	270
未収還付法人所得税		18	51
その他の資産	8,16	152,413	120,489
流動資産合計		1,890,225	1,873,772
資産合計		2,228,531	2,218,997
株主資本および負債			
株主資本			
発行済および払込済株式資本		5,844	6,569
株式払込剰余金		1,321	1,321
剰余金		2,558	1,833
利益剰余金	9	11,944	9,057
株主資本合計		21,667	18,780
非流動負債			
社債およびその他の借入金	10,14,16	835,241	822,557
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に 指定された金融負債	11,14	460,819	462,772
デリバティブ金融負債	7,14,15,16	120,436	103,704
非流動負債合計		1,416,496	1,389,033
流動負債			
関係会社からの借入金	14,16	357,030	348,702
社債およびその他の借入金	10,16	192,804	216,325
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に 指定された金融負債	11,14	196,444	191,891
デリバティブ金融負債	7,14,15,16	30,261	38,413
その他の負債	12,16	13,829	15,853
流動負債合計		790,368	811,184
負債合計		2,206,864	2,200,217
株主資本および負債合計		2,228,531	2,218,997

要約中間持分変動計算書

	発行済				株主資本 合計
	および払込済 株式資本	株式 払込剰余金	剰余金	利益剰余金	
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
2016年4月1日の期首残高	6,569	1,321	1,833	9,057	18,780
当期利益	-	-	-	2,887	2,887
包括利益合計	-	-	-	2,887	2,887
ユーロ建資本の為替評価額	(725)	-	725	-	-
2016年9月30日の期末残高	5,844	1,321	2,558	11,944	21,667

	発行済				株主資本 合計
	および払込済 株式資本	株式 払込剰余金	剰余金	利益剰余金	
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
2015年4月1日の期首残高	6,613	1,321	1,789	10,497	20,220
当期利益	-	-	-	78	78
包括利益合計	-	-	-	78	78
ユーロ建資本の為替評価額	247	-	(247)	-	-
2015年9月30日の期末残高	6,860	1,321	1,542	10,575	20,298

	発行済				株主資本 合計
	および払込済 株式資本	株式 払込剰余金	剰余金	利益剰余金	
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
2015年4月1日の期首残高	6,613	1,321	1,789	10,497	20,220
当期損失	-	-	-	(1,440)	(1,440)
包括利益合計	-	-	-	(1,440)	(1,440)
ユーロ建資本の為替評価額	(44)	-	44	-	-
2016年3月31日の期末残高	6,569	1,321	1,833	9,057	18,780

要約中間キャッシュ・フロー計算書

		2016年9月30日に 終了した 中間期	2015年9月30日に 終了した 中間期	2016年3月31日に 終了した 事業年度
	注記	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期利益 / (損失)		2,887	78	(1,440)
調整項目：				
財務活動によって生じた純利益 / (損失) への調整		(56,490)	(94,992)	39,057
その他		755	(182)	(890)
営業資産および営業負債：				
関係会社への貸付金の減少 / (増加)		34,724	(105,287)	(307,586)
関係会社からの借入金の増加		8,328	219,783	348,702
デリバティブ金融資産の増加	7,14	(13,183)	(17,720)	(33,061)
デリバティブ金融負債の増加 / (減少)	7,14	8,580	116,914	(40,913)
その他の営業資産の増加		(31,891)	(185,824)	(13,870)
その他の営業負債の減少		(2,024)	(3,844)	(1,202)
営業活動に使用したキャッシュ・フロー 純額		(48,314)	(71,074)	(11,203)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
社債およびその他の借入金による収入	10	126,849	227,708	659,774
純損益を通じて公正価値で測定される金融 商品に指定された金融負債からの収入	11,14	69,319	282,628	1,084,315
社債およびその他の借入金の償還	10	(110,502)	(388,516)	(826,947)
純損益を通じて公正価値で測定される金融 商品に指定された金融負債の償還	11,14	(37,413)	(50,901)	(906,213)
財務活動により生じたキャッシュ・フロー 純額		48,253	70,919	10,929
現金および現金同等物の純減少額		(61)	(155)	(274)
純為替換算差額		(16)	13	(6)
現金および現金同等物の期首残高		270	550	550
現金および現金同等物の期末残高		193	408	270

営業キャッシュ・フロー

利息の支払額	(5,895)	(3,428)	(13,427)
利息の受取額	12,078	11,948	24,522
税金支払額	(190)	(221)	(467)

要約中間財務書類に関する注記

1. 企業情報

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ（以下「当社」という。）は、日本国で登記され、日本、米国およびシンガポールで上場している野村ホールディングス株式会社（以下「NHI」という。）の全額出資子会社であり、NHIは当社の最終親会社である。

当社はオランダのアムステルダムで設立され、本拠を置き、同国のアムステルダム市1096HA、アムステルプライン1、レンブラント・タワー（Rembrandt Tower, Amstelplein 1, 1096 HA Amsterdam）に登記上の事務所を有する、オランダ法に基づいて設立された有限責任株式公開会社である。

当社の主たる業務は、NHIおよびその子会社（以下ではあわせて「野村グループ」という。）の資金調達会社として活動することである。

2. 会計方針

2.1. 作成基準

当中間期に関する要約中間財務書類は、欧州連合（以下「EU」という。）が採用した国際会計基準（以下「IAS」という。）第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

本要約中間財務書類には、EUが採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成されている前事業年度の年次財務書類で求められているすべての情報および開示が含まれているわけではないことから、当該年次財務書類もあわせて参照されたい。経営者は当中間期に関する財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況は適切に表示されているものと考えている。

本要約中間財務書類は日本円で表示されており、別途記載がある場合を除き、すべての金額は百万円単位に四捨五入されている。

2.2. 当社が採用した新しい会計基準、解釈指針および改訂

本要約中間財務書類作成にあたって準拠している会計方針は、当中間期に有効となり当社の要約中間財務書類に関連性があり適用された下記の改定を除き、前事業年度の年次財務書類の作成にあたって準拠したものと整合している。

IFRS年次改善 2012-2014年サイクル

一連のIFRSの改訂は、2012-2014年サイクルで提起された問題への対応として公表されている。これらの改訂はEUによる承認を経た上で、2016年1月1日以降に開始する年度から適用され、早期適用も認められている。

IFRSに対するこれらの改訂が当社の財政状態、業績および要約中間財務書類の注記に重大な影響を及ぼすことはなかった。

2.3. 重要な会計上の判断、見積もりおよび仮定

本要約中間財務書類の作成には、経営者による判断、見積もりおよび仮定が求められており、それらは収益、費用、資産および負債の計上金額ならびに報告期間末現在の偶発債務の開示に影響を及ぼすことがある。こうした見積もりや仮定の不確実性は、将来の資産または負債の帳簿価額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

本要約中間財務書類の作成に適用された重要な会計上の判断と見積もりは、前事業年度の年次財務書類の作成に適用されたものから変更はない。

2.4. オペレーティング・セグメント情報

当社は商品とサービスの特性に基づいて事業活動を行っている。当社は資金調達活動という単一の事業セグメントしか有していないため、本要約中間財務書類に表示されている総資産および純資産ならびに税引前利益/(損失)のすべては、同セグメントから生じている。債券の大半は日本の投資家向けに発行されている。すべての借入金、貸付金および一部のメディアム・ターム・ノートに組み込まれたデリバティブを除くすべてのデリバティブは、野村グループとの間で取引されている。

3. 受取利息および支払利息

組込デリバティブが区分処理され、関連する主契約が別途認識される複合金融商品(前事業年度の年次財務書類の注記2.3を参照のこと。)については、組込デリバティブに関する当初認識額は公正価値で計上され、主契約は償却原価で計上される社債およびその他の借入金に原契約として認識されている。かかる組込デリバティブから生じる当初認識時の損益は繰り延べられ、原契約の期間にわたって償却され、支払利息および類似費用に、マイナスの費用として認識される場合がある。かかる原契約の償却から認識されるマイナスの費用は、前年同期と比較した場合、当中間期の純受取利息の減少として表れている。支払利息および類似費用に含まれるかかるマイナスの費用額は、当中間期で2,380百万円(前年同期: 5,566百万円)であった。

上記に加え、異なる通貨間の借入利率と貸出利率の間の金利ギャップ等、金利に関する市場環境の変化は純受取利息の増減の要因となる。

4. 純トレーディング利益/(損失)

当社は外国為替の換算や金利の変動などから生ずるリスクをデリバティブ金融商品を用いて管理している。これらの変動を相殺するためにリスク管理目的で保有しているデリバティブ金融商品から生じる利益および損失は、純トレーディング利益/(損失)に含まれる。純トレーディング利益/(損失)の変動は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債のヘッジを目的とする場合、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益/(損失)(注記5を参照のこと。)の変動を一部相殺しており、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債以外の金融商品のヘッジを目的とする場合、純受取利息(注記3を参照のこと。)の変動を一部相殺している。

区分処理が適用され、組込デリバティブが公正価値で測定されている複合金融商品については、ヘッジデリバティブから生じる損益は、組込デリバティブに関する損益と相殺されている。区分処理されていない金融商品に関しては、ヘッジデリバティブから生じる損益が、純トレーディング利益/(損失)で認識される損益の変動要因となる。

前年同期と比較した、当中間期の純トレーディング利益/(損失)の増加の大半は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連するヘッジデリバティブによるものである。この増加は、対応する純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益/(損失)の増加によって相殺されている(注記5を参照のこと。)

5. 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に関する純利益/(損失)

一部の金融商品は、経営者によって純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定される場合がある。金融商品別の公正価値オプション（以下「FV0」という。）の選択と、固定金利債券および組込デリバティブが区分処理されていない複合金融商品に対して適用されている包括的なFV0の選択については、前事業年度の年次報告書の注記2.3において説明されている。純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関連する支払利息、公正価値の変動から生ずる損益および取引費用は、純トレーディング利益／（損失）に含まれる為替換算調整による影響額を除き、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）で認識されている（注記4を参照のこと。）。

当社は野村グループの信用スプレッドの変動に基づいて、自己の信用リスク調整（以下「OCA」という。）を算定・適用している。純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益／（損失）に含まれる、自己の信用リスクの変動による影響額は、債券通貨における野村グループの信用スプレッド変動も考慮し、当中間期で4,618百万円の利益であった（前年同期：3,610百万円の利益、前事業年度：2,573百万円の利益）。

6．一般管理費

営業費用の減少は、主として、当中間期に事前確認制度に基づくNHIへの支払調整額が前年同期比734百万円減少したことによる。事前確認制度に基づく支払調整額は課税所得基準に基づいて決定され、減少している（詳細は注記16を参照のこと。）。

7．デリバティブ金融商品⁽¹⁾

	2016年9月30日現在 単位：百万円	2016年3月31日現在 単位：百万円
プラスの公正価値		
外国為替関連デリバティブ	12,552	10,657
金利関連デリバティブ	73,016	57,985
株式関連デリバティブ	41,337	44,322
コモディティ・デリバティブ	1,830	2,553
クレジット・デリバティブ	3,164	3,199
	131,899	118,716
マイナスの公正価値		
外国為替関連デリバティブ	26,572	24,617
金利関連デリバティブ	59,448	44,277
株式関連デリバティブ	59,006	65,274
コモディティ・デリバティブ	2,523	4,750
クレジット・デリバティブ	3,148	3,199
	150,697	142,117

上記の表は、流動および非流動デリバティブ金融資産・負債を表している。

	2016年9月30日現在 単位：百万円	2016年3月31日現在 単位：百万円
想定元本額		
外国為替関連デリバティブ	379,646	527,597
金利関連デリバティブ	1,467,550	1,541,831
株式関連デリバティブ	545,501	489,880
コモディティ・デリバティブ	80,235	80,235
クレジット・デリバティブ	300,713	281,132
	2,773,645	2,920,675

上記のすべての表には区分処理された組込デリバティブが含まれている。

区分処理された組込デリバティブを除き、上記の外国為替関連デリバティブおよびその他のデリバティブはすべて野村グループとの取引である。

当社では自社の資産および負債のポートフォリオ管理において、ヘッジを目的としてデリバティブを利用している。これにより、当社は自社の資産および負債から生じる市場リスクと金利リスクを低減している。

市場環境によりデリバティブの時価は変動するが、組込デリバティブの時価変動とヘッジ目的のデリバティブの時価変動は、時価の正負に関わらず、大半の部分が相殺し合っている。

デリバティブの公正価値を算定するには信用評価調整および負債評価調整が考慮される。当社は担保金を交換しているため信用評価調整および負債評価調整額は僅少である（注記8および注記12を参照のこと。）。

(1) 各デリバティブの区分には、複数のリスク要素を参照するデリバティブが含まれている。たとえば金利関連には、外国為替リスクに加え金利リスクを参照する複合型のデリバティブが含まれる。

8. その他の資産

	2016年9月30日現在	2016年3月31日現在
	単位：百万円	単位：百万円
担保金	150,140	118,050
その他	2,273	2,439
	152,413	120,489

当社は関連当事者との間で締結した国際スワップ・デリバティブズ協会（以下「ISDA」という。）制定の担保契約書に基づき、デリバティブの取引相手方に対して、デリバティブ取引に関連した自由処分権に制限のある担保金を差し入れている。その他は主に未収利息が含まれている。

当社は当中間期において、差し入れた担保金から17百万円の受取利息（前年同期：72百万円、前事業年度：256百万円）を受け取っている。

9. 支払配当金

当中間期および前事業年度中に決定された、あるいは支払われた配当金はない。

10. 社債およびその他の借入金

a. 非流動負債に含まれる社債およびその他の借入金

	2016年9月30日に終了 した中間期	2015年9月30日に終了 した中間期	2016年3月31日に終了 した事業年度
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
期首残高	822,557	1,075,548	1,075,548
発行	100,241	198,539	276,970
償還	(34,191)	(278,793)	(320,985)
非流動負債からの分類変更	(42,577)	(49,404)	(198,949)
その他の変動	(10,789)	(4,319)	(10,027)
期末残高	835,241	941,571	822,557

b. 流動負債に含まれる社債およびその他の借入金

	2016年9月30日に終了 した中間期 単位：百万円	2015年9月30日に終了 した中間期 単位：百万円	2016年3月31日に終了 した事業年度 単位：百万円
期首残高	216,325	150,425	150,425
発行	26,608	29,169	382,803
償還	(76,311)	(109,723)	(505,962)
非流動負債からの分類変更	42,577	49,404	198,949
その他の変動	(16,395)	74	(9,890)
期末残高	192,804	119,349	216,325

上記の表中のその他の変動は、主に外国為替の変動、ならびに実効金利法を用いた社債およびその他の借入金の償却により生じたものである。

11. 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債

	2016年9月30日現在 単位：百万円	2016年3月31日現在 単位：百万円
社債およびミディアム・ターム・ノート	657,263	654,663
	657,263	654,663

上記の表中の数値は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された流動負債に含まれる金融負債および非流動負債に含まれる金融負債からなっている。

OCAの変動による影響額は、当中間期で4,618百万円の利益となり、当中間期末日現在の累積残高は5,908百万円の利益（前事業年度末日現在：1,290百万円の利益）であった。

12. その他の負債

	2016年9月30日現在 単位：百万円	2016年3月31日現在 単位：百万円
受入担保金	7,130	7,930
その他	6,699	7,923
	13,829	15,853

当社は関連当事者との間で締結したISDA制定の担保契約書に基づき、デリバティブの取引相手から、デリバティブ取引に関連した自由処分権に制限がある担保金を受け入れている。その他に含まれている主なものは未払利息およびその他の未払費用である。

当社は当中間期中において、受け入れた担保金から1百万円の支払利息（前年同期：1百万円、前事業年度：3百万円）が発生した。

13. コミットメントおよび偶発債務

当社は当中間期末日現在、野村グループへの貸付契約の未実行残高として341,479百万円（前事業年度末日現在：223,600百万円）のコミットメント残高がある。

14. 公正価値

公正価値とは、測定日に市場参加者との間の通常取引において、資産を売却する際に受領または負債を移転する際に支払うと予想される価格をいう。公正価値測定は、資産を売却または負債を移転するための取引が

- 当該資産または負債の主たる市場で行われている、もしくは
 - 主たる市場が存在しない場合には、当該資産または負債に対して最も有利な市場で行われている
- のいずれかであるという前提に基づいている。

主たる市場または最も有利な市場は、当社が利用可能なものでなければならない。

市場公表価格またはブローカー/ディーラーからの価格が入手できない場合は、公正価値の決定において類似金融商品の価格または価格算定モデルを使用することが考慮される。

金融資産および金融負債の公正価値

金融商品の帳簿価額と公正価値の比較

流動資産に含まれる金融資産および流動負債に含まれる金融負債のうち、関係会社からの借入金を含む償却原価で測定されるものの帳簿価額は、短期であり信用リスクもわずかであることから、公正価値と近似している。下記の表は、非流動資産に含まれる関係会社への貸付金と、非流動負債に含まれる社債およびその他の借入金の帳簿価額と公正価値の比較である。

	2016年9月30日現在	
	帳簿価額	公正価値
	単位：百万円	単位：百万円
関係会社への貸付金	219,179	212,505
社債およびその他の借入金	835,241	783,644
	2016年3月31日現在	
	帳簿価額	公正価値
	単位：百万円	単位：百万円
関係会社への貸付金	243,147	236,257
社債およびその他の借入金	822,557	762,218

レベル3の公正価値の階層に分類された公正価値測定に関する調整

下記の表は、当中間期と前事業年度の期首残高と期末残高との間に生じた、レベル3に分類された金融商品の公正価値のすべての変動について、その推移を示したものである。

	2016年9月30日現在		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	純損益を通じて公正価値で測定されるものに指定される金融負債
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
期首残高	38,649	38,142	38,238
要約中間包括利益計算書に含まれている期間の収益 / (損失) の合計 ⁽¹⁾	15,110	15,939	898
新規発行	-	-	19,250
決済額	1,793	798	(16,749)
レベル3への移動	4,690	4,748	4,100
レベル3からの移動	(2,940)	(2,920)	(8,458)
期末残高	57,302	56,707	37,279
報告期間末に保有されている金融商品に対する要約中間包括利益計算書に含まれている期間の未実現利益 / (損失) の合計	18,126	(17,865)	624

	2016年3月31日現在		
	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融負債	純損益を通じて公正価値で測定されるものに指定される金融負債
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
期首残高	41,420	41,649	17,326
包括利益計算書に含まれている期間の収益 / (損失) の合計 ⁽¹⁾	3,781	5,231	446
新規発行	-	-	27,650
決済額	(6,563)	(8,910)	(3,336)
レベル3への移動	1,035	1,319	6,450
レベル3からの移動	(1,024)	(1,147)	(10,298)
期末残高	38,649	38,142	38,238
報告期間末に保有されている金融商品に対する包括利益計算書に含まれている期間の未実現利益 / (損失) の合計	15,220	(14,405)	157

(1) 資産については、プラスの残高は利益を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利益を表している。

上記の表中のデリバティブに係る損益は、要約中間包括利益計算書中の純トレーディング利益 / (損失) に含まれている。上記の表中の、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債による損益の合計は、要約中間包括利益計算書の純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益 / (損失) に含まれている。

当中間期および前事業年度において、レベル1に認識された金融資産および金融負債はない。したがって、レベル1とレベル2との間での移動は生じなかった。

当社では、公正価値の階層の中での金融商品のあるレベルから他のレベルへの移動は、すべて移動が発生した期間の期首に起きたものとしている。したがって、移動に関して上記に計上されている金額は、かかる移動が発生した期間の期首における当該金融商品の公正価値を表している。

評価手法

当社が保有しているものは、区分処理された組込デリバティブを含めて、店頭（OTC）デリバティブのみである。こうした店頭デリバティブは内部モデルを使用して公正価値を算定するが、この内部モデルでは市場取引価格のほか、市場に基づいたインプットのモデルへの入力、市場の清算取引に対するモデルの調整、ブローカー・ディーラーの公表価格、合理的な水準で価格の透明性が認められる他の価格情報などといった、市場で観察される他の証拠を可能な限り用いている。評価手法としては、単純な割引期待キャッシュ・フロー計算のほか、ブラックショールズ・モデルとモンテカルロ・シミュレーションが使われている。有意なインプットすべてが市場の証拠で裏付けられる場合には、区分処理された組込デリバティブを含む店頭デリバティブは公正価値の階層のレベル2に分類されている。

相関係数、長期ボラティリティ等の有意な観察不能なインプットを用いてモデルを使って算定されるデリバティブは、レベル3に分類される。当社でレベル3に分類されるデリバティブの例としては、金利関連のエキゾチック・デリバティブ、外国為替関連のエキゾチック・デリバティブ、株式関連のエキゾチック・デリバティブ、金利リスクと外国為替リスクと株式リスクを組み合わせたエキゾチック・デリバティブ、長期またはエキゾチック・クレジット・デリバティブを含むその他の取引等がある。

評価手法はパラメーターに依拠するが、こうしたパラメーターは、同等の取引が現状の市場で取引されていない、あるいは市場データが得られないといったことにより、必ずしも市場で観察可能なものではない。このような評価手法は仮定に基づいていることから、前提となる仮定が変更となった場合には、これらの評価手法を用いて算定された公正価値も変わる可能性がある。

当中間期では、合計で4,690百万円（前事業年度：1,035百万円）の金融資産および4,748百万円（前事業年度：1,319百万円）の金融負債がレベル3へ移動した。金融資産側で移動した金額に含まれる主なものは、株式スワップの4,679百万円（前事業年度：主として947百万円の金利スワップ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察不能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が増したことによりレベル3へ移動した。金融負債側で移動した金額に含まれる主なものは、株式スワップの4,679百万円（前事業年度：主として1,231百万円の金利スワップ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察不能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が増したことによりレベル3へ移動した。

当中間期では、合計で2,940百万円（前事業年度：1,024百万円）の金融資産および2,920百万円（前事業年度：1,147百万円）の金融負債がレベル3から移動した。金融資産側で移動した金額に含まれる主なものは、金利スワップの2,297百万円（前事業年度：主として451百万円の金利スワップおよび572百万円の株式スワップ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察可能となった、または観察不能なパラメーターの重要度が低下したことによりレベル3から移動した。金融負債側で移動した金額に含まれる主なものは、金利スワップの2,277百万円（前事業年度：主として575百万円の金利スワップおよび572百万円の株式スワップ）であり、一部のボラティリティや相関係数が観察可能となった、または観察不能なパラメーターの重要性が低下したことによりレベル3から移動した。

当社はIFRS第13号パラグラフ48の例外規定を適用し、金融資産および金融負債の公正価値を仲値に基づいて測定している。組込デリバティブが分離されていたり、FV0が適用されている複合金融商品の場合には、当該複合金融商品のエクスポージャーはヘッジデリバティブによって相殺されている。

評価プロセス

当社は、公正価値の階層内でレベル3に分類される金融商品を含む、本要約中間財務書類上に計上される金融商品のあらゆる公正価値測定の適正性を確保するため、金融商品のリスクを負うトレーディング部門から独立した組織として、公正価値測定の裁定または検証を行うための管理機能および支援機能を有する野村グループのガバナンス・フレームワークの中に全面的に統合されている。

評価方針および手続の定義、実行および管理している野村グループ内の部署は、以下のとおりである。

- ・ 野村グループの財務部門内のプロダクト・コントロール・バリュエーション・グループ（以下「PCVG」という。）が、一義的には公正価値測定の決定に関して、評価方針および手続の決定、履行について責任を有している。特に当該グループが、各タイプ別の金融商品に対する評価方針の文書化を担当している。野村グループのトレーディング部門が当社の金融商品の価格を付ける責任を負う一方で、PCVGは独立した立場でその価格の検証および認証を行う責任を負う。意見の相違が生じた場合や公正価値の見積もりに判断が必要な場合には、本要約中間財務書類に計上される公正価値は、トレーディング部門から独立したシニア・マネジメントによって評価される。PCVGはプロダクト・コントロールのグローバルヘッド、そして最終的に野村グループのCFOに報告を行っている。
- ・ 野村グループの財務部門内のアカウントティング・ポリシー・グループは、公正価値の決定に関連した意見書も含め、グループの会計方針と手続を定めている。このグループは、アカウントティング・ポリシーのグローバルヘッド、そして最終的に野村グループのCFOに報告を行っている。
- ・ 野村グループのリスク・マネジメント部門内のグローバル・モデル・バリデーショングループ（以下「MVG」という。）は、公正価値測定を行うモデルの設計や開発を行う部署とは独立した立場で、当該モデルの適正性および一貫性を確認している。MVGはチーフ・リスク・オフィサーに報告を行っている。

独立した価格評価の検証プロセス

独立した価格評価の検証プロセス（Independent Price Verification Processes、以下「IPVプロセス」という。）における主要な目的は、野村グループのすべての金融商品に適用されている公正価値測定の適正性を検証することである。このプロセスでは、可能な限り観察可能なデータを用いており、観察不能なデータを必要とする場合には、適用する評価手法およびデータの適正性、合理性および整合性の確保を行っている。

IPVプロセスは、定期的に外部の水準に対するすべてのポジションの公正価値を検証しようとするものである。このプロセスには、取引状況、指標、価格などのデータを内部および外部のデータソースから取得し、ポジションを外部価格に置き換えた場合の影響を調査することを含む。また、担保の受渡しプロセスにおいて、取引の評価に差異があり、担保金額の公正価値評価に差異がある場合、適正な公正価値を確定するためにその差異を調査している。

ブローカー、ディーラーあるいはコンセンサス・プライシング・サービスに基づいた外部の価格情報をIPVプロセスの一部として使用する場合、その情報が直近の市場の実勢取引を反映しているか、またはその価格で商品自体ないし類似の金融商品の取引の執行が現在可能かについて検討を行う。そのような取引や価格の情報がない場合、当該金融商品は通常レベル3に分類される。

公正価値測定のためのインプットについて観察可能な市場情報が欠如している場合、PCVGおよびMVGは比較可能な商品、サーフェス、カーブおよび過去の取引を含めた利用可能な情報を考慮し、データの妥当性を評価する。追加調整は、相関係数等のデータが不確実な場合、もしくはトレーディング・デスクが市場水準の確認のため取引を行った場合などに行われる。

有意な観察不能なインプットおよび仮定に関する定量的情報

下記の表は、レベル3金融商品に使用される有意な観察不能なインプットおよび仮定に関する情報を示している。これらの金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル2に使用される観察可能な評価インプットも含んでいる。

下記の表は、レベル3の金融資産および金融負債の公正価値測定に使用されている評価手法とインプットを示したものである。

2016年9月30日現在の 公正価値					
単位：百万円					
	金融資産	金融負債	評価手法	有意な観察不能な インプット	インプットの 評価範囲 ⁽¹⁾
外国為替関連デリバティブ	2,024	2,024	将来キャッシュ フローの割引 現在価値 (「DCF」) / オプション モデル	ボラティリティ	16.70-17.20%
金利関連デリバティブ	49,573	48,978	DCF / オプション モデル	金利 ボラティリティ 相関係数 (-1.0 - 1.0)	-0.09-2.28% 14.17-17.19% -0.56-0.98
株式関連デリバティブ	5,673	5,673	DCF / オプション モデル	配当利回り ボラティリティ 相関係数 (-1.0 - 1.0)	0.00-5.29% 10.29-46.16% -0.72-0.95
クレジット・デリバティブ	32	32	DCF	相関係数 (-1.0 - 1.0)	0.75-0.75
純損益を通じて公正価値で 測定される金融商品に指定 された金融負債	-	37,279	DCF / オプション モデル	金利 ボラティリティ 相関係数 (-1.0 - 1.0)	-0.09-2.16% 14.17-17.19% 0.35-0.87
合計	57,302	93,986			

2016年3月31日現在の
公正価値

単位：百万円

	金融資産	金融負債	評価手法	有意な観察不能な インプット	インプットの 評価範囲 ⁽¹⁾
外国為替関連デリバティブ	1,619	1,619	DCF / オプション モデル	ボラティリティ	16.70-17.21%
金利関連デリバティブ	36,967	36,460	DCF / オプション モデル	金利 ボラティリティ 相関係数 (-1.0 - 1.0)	0.07-2.74% 13.84-91.39% -0.57-0.97
株式関連デリバティブ	28	28	DCF / オプション モデル	配当利回り ボラティリティ 相関係数 (-1.0 - 1.0)	1.17-4.47% 21.87-46.05% 0.61-0.76
クレジット・デリバティブ	35	35	DCF	相関係数 (-1.0 - 1.0)	0.75-0.75
純損益を通じて公正価値で 測定される金融商品に指定 された金融負債	-	38,238	DCF / オプション モデル	金利 ボラティリティ 相関係数 (-1.0 - 1.0)	0.10-2.74% 13.84-91.39% 0.35-0.87
合計	38,649	76,380			

(1) 範囲に関する情報はパーセンテージおよび係数で示され、金融商品の種類を評価するために使用される有意な観察不能な評価インプットの最高値と最低値を示している。その範囲に大きな差があることは、必ずしも評価インプットに不確実性または主観性が大きく反映していることを意味しておらず、主として当該金融商品そのものの特徴が異なることによる。

観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度

レベル3に分類される金融商品の評価が、一般市場心理、信用、金利、外国為替、相関係数のみならずさまざまな要因によって変動することを考慮すると、状況がさらに悪化した場合には現在の価値は引き続き減少する可能性がある。それとは逆に、状況が改善した場合には、レベル3のポートフォリオの価値の増加が見込まれることになる。ただし、経営者はレベル3に分類される金融商品の公正価値の純額に重大な影響を及ぼすことは予期していない。

当社はメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ取引を行っているため、レベル3のポートフォリオの価値の増減は、当社の損益に重大な影響を及ぼすものではない。デリバティブヘッジ取引は、負債性金融商品に組み込まれたデリバティブから生じるポジションを相殺し、当該金融商品に関連する観察不能なインプットの変動に対する公正価値の感応度を限定的なものとしている。

上記の表に記載されている各金融商品の種類に対し、当社が使用する有意な観察不能なインプットや仮定の変化が当該金融商品の公正価値の決定に影響を及ぼすことがある。観察不能なインプットとそのインプット間の相関係数の変動に対するレベル3の公正価値測定の感応度は以下のとおりである。

デリバティブ - デリバティブの原資産から生じるリスクに関して当社のポジションがロングであれば、金利や信用スプレッドのようなデリバティブの原資産の個別の要素の大幅な上昇（低下）や、配当利回りの大幅な低下（上昇）によって、公正価値測定は大幅に増加（減少）することになる。デリバティブの原資産から生じるリスクに関して当社のポジションがショートである場合には、この変動による影響は当社が報告する公正価値測定に逆の影響を及ぼすことになるとと思われる。

オプション価値やリカバリーレートや相関係数に関して当社のポジションがロングであり、ボラティリティやリカバリーレートや相関係数が大幅に上昇（低下）した場合には、通常、公正価値測定は大幅に増加（減少）することになる。当社のオプション価値やリカバリーレートや相関係数のポジションがショートである場合には、これらの変動の影響は公正価値測定に逆の影響を及ぼすことになると思われる。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債 - 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債にデリバティブが組み込まれている場合、その組込デリバティブは投資家への単純な固定または変動金利のリターンを、株価もしくは株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数に応じたリターンに変換する特徴をもっている。

デリバティブ金融商品がこのような純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の変動を相殺するリスク管理目的で保有されていることを考慮すると、観察不能なインプットの変動に対する純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債の公正価値の感応度はデリバティブのものとは反対の方向になると予想される。

レベル3金融商品の有意な観察不能なインプット間には、予測可能な相関はない。

初日利益および損失

金融商品の公正価値は、通常は取引価格（すなわち支払対価または受取対価の公正価値）である。ただし場合によっては、当初の公正価値は、観察可能な市場データのみを用いる価格算定モデルか、条件変更やリパッケージがされていない同一金融商品の観察可能な市場取引に基づいている。このような評価手法が使用された場合は、観察可能なインプットにより公正価値が算定されるため、公正価値と取引価格との差額は、当初、要約中間包括利益計算書で認識されている。

有意な観察不能なパラメーターを用いる評価手法が、当初の公正価値の算定に使用されることもある。この状況では、取引価格とモデル評価の差額は、インプットが観察可能となった時点、または当該金融商品の認識が中止された時点で、要約中間包括利益計算書で認識されている。

有意な観察不能なパラメーターを用いる評価手法により算定されたことから生じる利益または損失は、当該パラメーターが観察可能になるまで、あるいは当該金融商品の認識が中止されるまで、契約期間にわたって繰り延べられる。一方で、当初認識後の公正価値の変動は損益として認識される。こうした金融商品から生じている損益として認識されていない公正価値の合計額は、当中間期末日現在には、842百万円の利益（前事業年度末日現在：710百万円の利益）となった。

	2016年9月30日	2016年3月31日
	単位：百万円	単位：百万円
初日利益の期首残高	710	211
新規取引	318	625
当年度中に純損益に認識された金額	(186)	(126)
初日利益の期末残高	842	710

15. 金融資産と金融負債の相殺

下記の表は、マスターネットティング契約や同種の契約の対象となる金融資産および金融負債の概要を示したものである。

2016年 9月30日現在						
単位：百万円						
	認識されている金融資産/ 負債の 総額 ⁽¹⁾	財政状態計算 書上相殺され ている 総額	財政状態計算 書上に計上さ れて いる金額	財政状態計算書上 相殺されていない関連金額		
				金融商品 ⁽²⁾	担保金 ⁽³⁾	純額
デリバティブ金融 資産	38,087	-	38,087	(30,264)	(7,130)	693
関係会社への貸付金	1,237	-	1,237	-	-	1,237
その他の資産	22,960	-	22,960	(22,898)	-	62
金融資産合計	62,284	-	62,284	(53,162)	(7,130)	1,992
デリバティブ金融 負債	139,622	-	139,622	(53,162)	(86,460)	-
金融負債合計	139,622	-	139,622	(53,162)	(86,460)	-

2016年 3月31日現在						
単位：百万円						
	認識されている金融資産/ 負債の 総額 ⁽¹⁾	財政状態計算 書上相殺され ている 総額	財政状態計算 書上に計上さ れて いる金額	財政状態計算書上 相殺されていない関連金額		
				金融商品 ⁽²⁾	担保金 ⁽³⁾	純額
デリバティブ金融 資産	43,526	-	43,526	(34,378)	(7,930)	1,218
関係会社への貸付金	2,110	-	2,110	-	-	2,110
その他の資産	24,360	-	24,360	(23,186)	-	1,174
金融資産合計	69,996	-	69,996	(57,564)	(7,930)	4,502
デリバティブ金融 負債	127,566	-	127,566	(57,564)	(70,002)	-
金融負債合計	127,566	-	127,566	(57,564)	(70,002)	-

(1) 区分処理された組込デリバティブは除外されている。

(2) これらは、貸借対照表上は相殺が認められていないが、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有している金額を表している。

(3) デリバティブのプラス時価に対して受け入れた担保金および、デリバティブのマイナスの時価に対して差し入れた担保金は、それぞれその他の負債 およびその他の資産 に計上されている。

当社はすべてのデリバティブ取引相手との間で、取引相手方の債務不履行、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を当社が有することになるISDAのマスター契約を締結している。また当社は、取引相手方のうちの1社との間でマスターネットティング契約を締結したことにより、オンバランスシート取引およびオフバランスシート取引双方に関し、当該取引相手方の債務不履行時、支払不能もしくは倒産時には相殺する権利を有している。これらの契約によれば、同一の取引相手との間の同一の原契約に関するグロスエクスポージャーに対し、その信用エクスポージャーを削減することになる。

ネットィング契約は、通常、取引当事者同士で合意された原則的な条件を取り決めているマスターネットィング契約を指す。マスターネットィング契約では、ネットィング額の算定原則、担保の種類、債務不履行や他の倒産事由の定義、債務不履行の際の損害額や必要となる文書等に関して取り決められている。また、マスターネットィング契約は、取引当事者間における取引のすべてもしくははできる限り多くの取引を契約下にすべく条件が定められている。こうして個々の取引はマスターネットィング契約下における取引となり、取引当事者同士が互いに営業活動を行う際、この契約が単一の基本契約となる。このようにして信用リスクを低減させることに加え、相殺条項を定めた単一契約の下で個別取引を行うことにより、複数の法域または複数の契約にまたがる取引の決済リスクを低減することもできる。

16. 関連当事者

本要約中間財務書類の他の箇所で開示されているように、当社が当中間期中に関連当事者との間で行った重要な取引は以下のとおりである。

a. 親会社との取引

- ・当社はNHIとの間で金銭消費貸借契約を締結しており、当中間期の受取利息は4,659百万円であった（前年同期：2,453百万円、前事業年度：5,429百万円）。当中間期末日現在、NHI向けの貸付金残高は1,145,100百万円（前事業年度末日現在：1,133,600百万円）であり、残高はすべて無担保である。当中間期、前年同期および前事業年度において、NHIへの貸付金に関する減損は認識されていない。
- ・当社は、当社の社債に対する保証人の1社であるNHIとディーラー契約を締結しており、計算対象期間における社債の平均発行残高に基づいて手数料を支払うことに合意している。当中間期に340百万円の保証料が支払手数料等に計上されている（前年同期：337百万円、前事業年度：737百万円）。当中間期末日現在、NHIへの未払保証料は340百万円（前事業年度末日現在：737百万円）である。
- ・オランダの国内事前確認制度（前事業年度の財務書類の注記10を参照のこと。）に基づいて、当社はNHIに対し調整額を支払うことに合意した。その結果、調整額の2,875百万円（前年同期：3,609百万円、前事業年度：5,162百万円）は当中間期の一般管理費に計上されている。当中間期末日現在、2,875百万円（前事業年度末日現在：5,162百万円）はその他の負債に未払計上されている。
- ・当中間期に、NHIの人員によるサポートに関するサービス費用は、16百万円（前年同期：1百万円、前事業年度：21百万円）であった。この費用は要約中間包括利益計算書の中の一般管理費に計上されている。

b. 執行取締役との取引

当中間期末日現在、当社の執行取締役は2名であり、野村グループ内から派遣されている。当中間期において、当社が負担した当該執行取締役への報酬はなかった（前年同期：なし、前事業年度：なし）。

c. その他の関連当事者との取引

- ・当社は他の関連当事者との間で金銭消費貸借契約を締結しており、当中間期の受取利息は7,231百万円（前年同期：9,794百万円、前事業年度：19,337百万円）であった。残高はすべて無担保である。当中間期、前年同期および前事業年度において、関係会社への貸付金に関する減損は認識されていない。
- ・当社はISDA制定のマスター契約書に基づいて、他の関連当事者とデリバティブ契約を締結している。当中間期末日現在、他の関連当事者との間のデリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債の残高は、それぞれ37,651百万円および139,185百万円（前事業年度末日現在：デリバティブ金融資産43,006百万円、デリバティブ金融負債127,046百万円）である。

- ・当中間期末日現在、流動性対策やマーケット・メイク業務の一環として、野村グループで保有している当社の社債の発行残高は12,047百万円（前事業年度末日現在：14,469百万円）であり、そのうちの10,879百万円（前事業年度末日現在：11,754百万円）は社債およびその他の借入金に分類されており、1,168百万円（前事業年度末日現在：2,715百万円）は純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に分類されている。
- ・当社は、当社の社債の保証人である野村グループの関連当事者1社とディーラー契約を締結しており、計算対象期間における社債の平均発行残高に基づいて、保証料を支払うことに同意している。当中間期には、5百万円の保証料が支払手数料等に計上されている（前年同期：11百万円、前事業年度：17百万円）。当中間期末日現在、未払保証料の残高は5百万円（前事業年度末日現在：17百万円）である。
- ・当中間期、前年同期および前事業年度に係るコミットメントフィーおよび手数料はすべて関連当事者からのものである。
- ・当社は、当中間期において、一部の関連当事者の人員によるサポートに係るサービスフィーを35百万円支払っており、要約中間包括利益計算書の中の一般管理費に計上されている（前年同期：74百万円、前事業年度：116百万円）。
- ・当社は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に分類される社債を含め、当社が発行する社債の引受を行う野村グループの関連当事者の1社との間でディーラー契約を締結した。当社はその他の関連当事者との間でデリバティブ取引を締結することにより、当該社債の仕組物としての特性を経済的にヘッジしている。当該社債から生じる損益は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に指定された金融負債に関する純利益で認識され、デリバティブ取引から生じる損益は、純トレーディング利益／（損失）で認識されている。
- ・当社は他の関連当事者との間で金銭消費貸借契約を締結している。かかる契約に関する当中間期の支払利息は3,143百万円（前年同期：427百万円、前事業年度：3,229百万円）であった。

17. 後発事象

報告日現在、当中間期の後に、本要約中間財務書類の注記の修正もしくは注記における開示が必要となるような事象は生じていない。

2【その他】

(1) 後発事象

当社が2016年10月1日から2016年11月30日までの間にユーロ・ノート・プログラム（「第3 事業の状況 - 5 経営上の重要な契約等」を参照のこと。）に基づいて発行した社債残高は、円貨建債計45,705百万円、ブラジル・リアル建債計106百万ブラジル・リアル、インド・ルピー建債計2,400百万インド・ルピー、米ドル建債計95.28百万米ドル、豪ドル建債計16.04百万豪ドル、南アフリカランド建債計60百万ランド、トルコ・リラ建債計65百万トルコ・リラ、ニュージーランド・ドル建債計1百万ニュージーランド・ドル、メキシコ・ペソ建債計270百万メキシコ・ペソ、ユーロ建債計0.5百万ユーロ、インドネシア・ルピア建債計15,000百万インドネシア・ルピア、ロシア・ルーブル建債計20百万ロシア・ルーブルとなっている。

(2) 訴訟

重要な訴訟等はない。

(3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違

本書記載の中間財務書類は、IFRSに準拠して作成されているが、これらは日本における会計処理の原則および手続ならびに中間財務書類の表示方法（以下「日本の会計原則」という。）と以下の重要な分野で相違している。

1．公正価値評価

IAS第39号では、トレーディング目的の金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）は公正価値で測定し、公正価値の変動を包括利益計算書で認識する。評価モデルへのインプットが市場で観察不能な場合、その取引に係る当初の認識は、一般に公正価値の最良の指標となる取引価格で行う。取引価格とモデル評価の差額は、インプットが観察可能となった時点、または金融商品の認識が中止された時点で認識される。

日本の会計原則では、トレーディング目的の金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。なお、IFRSのような取引の当初損益を規定する基準はない。

2．ヘッジ会計

IAS第39号では、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、または在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて、ヘッジ会計による処理が認められている。公正価値ヘッジの場合は、ヘッジ対象の特定のリスクに係る公正価値の変動と、ヘッジ手段の公正価値の変動を、ともに損益として認識・計上する。

一方、日本の会計原則では、ヘッジ目的で保有するデリバティブに関する評価差額は、純資産の部に計上され、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べることとなっている。ただし、一定の要件を満たす金利スワップの特例処理が認められた場合については、金利スワップを時価評価せず金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減することが認められている。

3．複合金融商品

IAS第39号では、組込デリバティブは以下の全ての条件を満たしたとき、区分処理が必要となる。

- ・組込デリバティブの経済的特性やリスクが主契約のそれらと密接に関連していない。
- ・それが同一条件の独立の金融商品ならばデリバティブの要件を充足する。

- ・デリバティブが組み込まれた複合金融商品が、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品として分類されていない。

一方、日本の会計原則では、以下の全ての要件を満たす複合金融商品については、組込デリバティブを組込対象である金融資産または金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理する。

- ・組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があること。
- ・組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと。
- ・当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと。

4．公正価値オプション

IAS第39号では、トレーディング目的保有以外に一定の要件を満たす場合には、金融資産および金融負債について公正価値オプションを適用し、当該金融資産および金融負債を毎期、公正価値で評価し、評価差額を純損益で認識することが認められる。

一方、日本の会計原則では、公正価値オプションは認められていない。

5．金融商品の開示

IFRS第13号では、金融商品の種類ごとに公正価値測定に用いられたインプットの源泉別ごとに3つのレベルの階層に従って、公正価値測定額について開示することが求められている。

一方、日本の会計原則では、公正価値の階層の開示は求められていない。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項なし。

第8【提出会社の参考情報】

平成28年4月1日以降、本書提出日までの間において提出された書類および提出日は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書の訂正届出書
平成28年4月28日 平成28年3月24日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成28年6月24日 平成28年3月24日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (3) 有価証券届出書の訂正届出書
平成28年7月29日 平成28年3月24日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (4) 有価証券報告書およびその添付書類
平成28年8月15日 関東財務局長に提出
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書およびその添付書類
平成28年8月16日 平成28年3月24日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書
平成28年10月28日 平成28年3月24日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書およびその添付書類
平成28年11月4日 関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書
平成28年11月14日 平成28年3月24日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (9) 有価証券届出書の訂正届出書
平成28年11月14日 上記(7)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (10) 有価証券届出書の訂正届出書
平成28年11月15日 平成28年3月24日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出
- (11) 有価証券届出書の訂正届出書
平成28年11月15日 上記(7)記載の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	売出券面額の 総額又は振替 社債の総額	償 還 額	2016年9月30日 現在の未償還額	上 場
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年3月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券: J Xホールディングス株式会社(証券コード:5020)	2012年3月27日	2億7,700万円	1億4,000万円	1億3,700万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年3月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:日産自動車株式会社(証券コード:7201)	2012年3月27日	8億9,500万円	5億1,000万円	3億8,500万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年3月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:三菱商事株式会社(証券コード:8058)	2012年3月27日	42億1,600万円	35億8,000万円	6億3,600万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社小松製作所(証券コード:6301)	2012年5月29日	2億6,600万円	1億9,000万円	7,600万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:東京海上ホールディングス株式会社(証券コード:8766)(注)	2012年5月29日	5,700万円	0円	5,700万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年6月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:伊藤忠商事株式会社(証券コード:8001)(注)	2012年6月19日	7,000万円	0円	7,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年6月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社三井住友フィナンシャルグループ(証券コード:8316)(注)	2012年6月19日	3,000万円	0円	3,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年9月満期 米ドル建変動利付社債	2013年9月12日	2,930万米ドル	0米ドル	2,930万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年10月満期 米ドル建固定利付社債	2013年10月23日	5,340万米ドル	0米ドル	5,340万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年10月満期 米ドル建変動利付社債	2013年10月23日	5,557万米ドル	0米ドル	5,557万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年12月満期 米ドル建固定利付社債	2013年12月19日	1,700万米ドル	0米ドル	1,700万米ドル	該当事項なし

野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2018年12月満期 米ドル建変動利付社債	2013年12月19日	852万4,000米ドル	0米ドル	852万4,000米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年1月満期 米ドル建社債	2014年1月27日	5,900万米ドル	0米ドル	5,900万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年3月満期 利率固定型 円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)(3年債)	2014年3月17日	124億円	4億700万円	119億9,300万億円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年3月満期 利率ステップアップ型 円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)(5年債)	2014年3月17日	45億円	0円	45億円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年6月満期 ETF交換権付与型豪ドル建社債 対象証券: NEXT FUNDS JPX 日経インデックス400連動型上場投信(証券コード: 1591)	2014年6月18日	3,267万豪ドル	0豪ドル	3,267万豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年7月満期 利率ステップアップ型 円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2014年7月22日	33億2,000万円	0円	33億2,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年9月満期 利率ステップアップ型 円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2014年9月16日	74億6,000万円	0円	74億6,000万円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2016年6月満期 円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)	2014年12月15日	70億4,000万円	70億4,000万円	0円	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年12月満期 利率ステップアップ型 円/豪ドル・デュアル・カレンシー社債(任意繰上償還条項付)	2014年12月15日	25億3,000万円	0円	25億3,000万円	該当事項なし

(注) 2016年9月30日以降、本書提出日までの間に全額償還されている。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

保証会社である野村ホールディングスは、継続開示会社である。

(1)【保証会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

有価証券報告書

事業年度（第112期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月23日 関東財務局長に提出

四半期報告書

事業年度（第113期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）

平成28年11月14日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

平成28年6月23日 関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2）

平成28年10月26日 関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2）

【訂正報告書】

訂正報告書（上記の平成28年10月26日付の臨時報告書の訂正報告書）を平成28年11月11日に関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名 称	所 在 地
野村ホールディングス株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年3月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券: J Xホールディングス株式会社(証券コード:5020)

(1) 発行日

2012年3月27日

- (2) 売出金額
2億7,700万円
- (3) 上場金融商品取引所名または登録許可金融商品取引業協会名
該当事項なし。
- (4) 償還対象証券発行会社の名称および住所
JXホールディングス株式会社
東京都千代田区大手町一丁目1番2号

- (5) 理 由
本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

- (6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成28年11月11日現在）：	2,495,485,929株
上場金融商品取引所名または登録認可	
金融商品取引業協会名：	東京、名古屋の各証券取引所市場第一部
内容：	単元株式数 100株

2. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年3月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券：日産自動車株式会社(証券コード：7201)

- (1) 発行日
2012年3月27日
- (2) 売出金額
8億9,500万円
- (3) 上場金融商品取引所名または登録許可金融商品取引業協会名
該当事項なし。
- (4) 償還対象証券発行会社の名称および住所
日産自動車株式会社
横浜市神奈川区宝町2番地
- (5) 理 由
本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。
- (6) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式
 発行済株式数（平成28年11月9日現在）： 4,282,715,112株
 上場金融商品取引所名または登録認可
 金融商品取引業協会名： 東京証券取引所
 市場第一部
 内容： 単元株式数は100株である。

(注) 平成28年11月9日現在の発行済株式数には、平成28年11月1日から平成28年11月9日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

3. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年3月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:三菱商事株式会社(証券コード:8058)

(1) 発行日

2012年3月27日

(2) 売出金額

42億1,600万円

(3) 上場金融商品取引所名または登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

(5) 理由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類： 普通株式
 発行済株式数（平成28年11月14日現在）： 1,590,076,851株
 上場金融商品取引所名または登録認可
 金融商品取引業協会名： 東京、名古屋
 （以上各市場第一部）
 内容： 発行済株式は全て完全議決権株式かつ、
 権利内容に限定のない株式である。
 単元株式数は100株である。

4. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社小松製作所(証券コード:6301)

(1) 発行日

2012年5月29日

(2) 売出金額

2億6,600万円

(3) 上場金融商品取引所名または登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目3番6号

(5) 理 由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成28年11月10日現在）：	971,967,660株
上場金融商品取引所名または登録認可	
金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式
	単元株式数100株

5. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:東京海上ホールディングス株式会社(証券コード:8766)

(1) 発行日

2012年5月29日

(2) 売出金額

5,700万円

(3) 上場金融商品取引所名または登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

東京海上ホールディングス株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

(5) 理 由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成28年11月24日現在）：	757,524,375株
上場金融商品取引所名または登録認可	
金融商品取引業協会名：	東京証券取引所
	市場第一部
内容：	単元株式数100株

6. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年6月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:伊藤忠商事株式会社(証券コード:8001)

(1) 発行日

2012年6月19日

(2) 売出金額

7,000万円

(3) 上場金融商品取引所名または登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

伊藤忠商事株式会社

大阪市北区梅田三丁目1番3号

(5) 理 由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成28年11月11日現在）：	1,662,889,504株
上場金融商品取引所名または登録認可	
金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 （市場第一部）
内容：	単元株式数 100株

7. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年6月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社三井住友フィナンシャルグループ(証券コード:8316)

(1) 発行日

2012年6月19日

(2) 売出金額

3,000万円

(3) 上場金融商品取引所名または登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象証券発行会社の名称および住所

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

(5) 理由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、償還対象証券数の償還対象証券および残余現金額（もしあれば）の交付により償還される可能性がある。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成28年11月29日現在）：	1,414,055,625株
上場金融商品取引所名または登録認可	
金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 （市場第一部） 名古屋証券取引所 （市場第一部） ニューヨーク証券取引所(注) 1
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式(注) 2、 3

(注) 1 米国預託証券（ADR）をニューヨーク証券取引所に上場している。

2 平成28年11月29日現在の発行済株式数には、平成28年11月1日から平成28年11月29日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

3 単元株式数は100株である。

8. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年6月満期 E T F 交換権付与型 豪ドル建社債 対象証券：NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信(証券コード：1591)

(1) 発行日

2014年6月18日

(2) 売出金額

3,267万豪ドル

(3) 上場金融商品取引所名または登録許可金融商品取引業協会名

該当事項なし。

(4) 償還対象受益権の発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社
東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(5) 理由

本社債は、該当する訂正発行登録書に記載の条件に従い、(a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がロックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合、償還対象受益権口数および残余現金額（もしあれば）の交付により償還されるため、償還対象受益権であるNEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投資信託に関する以下の情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすものと判断される。ただし、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 償還対象受益権についての詳細

種類： 証券投資信託の受益権
 受益権残存口数： 24,368,039口 (平成28年10月7日現在)
 上場金融商品取引所： 株式会社東京証券取引所

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

以下の書類は、平成28年12月19日までに関東財務局に提出され、かつ、EDINETを通じて閲覧が可能であった書類である。

1. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年3月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券: JXホールディングス株式会社(証券コード:5020)

JXホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第6期)(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
 平成28年6月28日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

事業年度(第7期第2四半期)(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)
 平成28年11月11日関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本書提出日(平成28年12月22日)までに、平成28年6月30日関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2)

の有価証券報告書提出後、本書提出日(平成28年12月22日)までに、平成28年8月31日関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第6号の2および第15号の3)

の有価証券報告書提出後、本書提出日(平成28年12月22日)までに、平成28年11月8日関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号)

訂正報告書

訂正報告書(上記の平成28年8月31日付臨時報告書の訂正報告書)を平成28年11月8日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
JXホールディングス株式会社 本社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

2. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年3月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:日産自動車株式会社(証券コード:7201)

日産自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第117期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月24日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

事業年度（第118期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）

平成28年11月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成28年12月22日）までに、平成28年6月24日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2）

の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成28年12月22日）までに、平成28年11月24日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号）

訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
日産自動車株式会社本店	横浜市神奈川区宝町2番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年3月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:三菱商事株式会社(証券コード:8058)

三菱商事株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（平成27年度）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月27日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

事業年度（平成28年度第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）

平成28年11月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成28年12月22日）までに、平成28年6月27日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2）

の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成28年12月22日）までに、平成28年11月1日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号）

訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
三菱商事株式会社本店	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
三菱商事株式会社関西支社	大阪市北区梅田二丁目2番22号
三菱商事株式会社中部支社	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

4. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社小松製作所(証券コード:6301)

株式会社小松製作所の情報**(1) 当該会社が提出した書類**

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第147期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成28年6月21日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

事業年度（第148期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）

平成28年11月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成28年12月22日）までに、平成28年6月24日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2）

の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成28年12月22日）までに、平成28年7月14日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2）

の有価証券報告書提出後、本書提出日（平成28年12月22日）までに、平成28年7月21日関東財務局長に提出（提出理由：金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第16号の2）

訂正報告書

訂正報告書（上記の平成28年7月14日付臨時報告書の訂正報告書）を平成28年8月1日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

5. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年5月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:東京海上ホールディングス株式会社(証券コード:8766)

東京海上ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第14期)(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

平成28年6月27日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

事業年度(第15期第2四半期)(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

平成28年11月24日関東財務局長に提出

臨 時 報 告 書

の有価証券報告書提出後、本書提出日(平成28年12月22日)までに、平成28年6月27日関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2)

の有価証券報告書提出後、本書提出日(平成28年12月22日)までに、平成28年6月29日関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2)

訂 正 報 告 書

訂正報告書(上記の平成28年6月27日付臨時報告書の訂正報告書)を平成28年7月12日に関東財務局長に提出

訂正報告書(上記の有価証券報告書の訂正報告書)を平成28年8月12日に関東財務局長に提出

訂正報告書(上記の平成28年6月27日付臨時報告書の訂正報告書)を平成28年10月3日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
東京海上ホールディングス株式会社本店	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

6. 野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年6月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:伊藤忠商事株式会社(証券コード:8001)

伊藤忠商事株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第92期)(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

平成28年6月24日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

事業年度(第93期第2四半期)(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

平成28年11月11日関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本書提出日(平成28年12月22日)までに、平成28年6月27日関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2)

訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
伊藤忠商事株式会社 本店	大阪市北区梅田三丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社 東京本社	東京都港区北青山二丁目5番1号
伊藤忠商事株式会社 中部支社	名古屋市中区錦一丁目5番11号
伊藤忠商事株式会社 九州支社	福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号
伊藤忠商事株式会社 中四国支社	広島市中区中町7番32号
伊藤忠商事株式会社 北海道支社	札幌市中央区北三条西四丁目1番地
伊藤忠商事株式会社 東北支社	仙台市青葉区中央一丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

7. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2017年6月満期 他社株償還条項付 円建社債 償還対象証券:株式会社三井住友フィナンシャルグループ(証券コード:8316)

株式会社三井住友フィナンシャルグループの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第14期)(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

平成28年6月29日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

事業年度(第15期第2四半期)(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)

平成28年11月29日関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本書提出日(平成28年12月22日)までに、平成28年7月4日関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2)

の有価証券報告書提出後、本書提出日(平成28年12月22日)までに、平成28年7月27日関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2)

の有価証券報告書提出後、本書提出日(平成28年12月22日)までに、平成28年12月16日関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号)

訂正報告書

訂正報告書(上記の平成28年7月27日付臨時報告書の訂正報告書)を平成28年8月16日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社三井住友フィナンシャルグループ本店	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

8. 野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2019年6月満期 E T F 交換権付与型 豪ドル建社債 対象証券:NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信(証券コード:1591)

野村アセットマネジメント株式会社(ファンド名称:NEXT FUNDS JPX日経インデックス400連動型上場投信)の情報

(1) 償還対象受益権に関して当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

(第6期)(自 平成28年4月8日 至 平成28年10月7日)

平成28年12月15日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

該当事項なし。

臨時報告書

該当事項なし。

訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
野村アセットマネジメント株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスおよび韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

() NEXT NOTES 香港ハンセン・ダブル・ブル ETN

() NEXT NOTES 香港ハンセン・ベア ETN

() NEXT NOTES 韓国KOSPI・ダブル・ブル ETN

() NEXT NOTES 韓国KOSPI・ベア ETN

本項においては、上記()から()までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

ハンセン指数

ハンセン指数は、香港取引所上場の浮動株に基づく時価総額加重平均指数である。指数構成銘柄は、ハンセン商工業株指数、ハンセン金融株指数、ハンセン公益事業株指数およびハンセン不動産株指数という4つの業種別指数に分かれており、1964年7月31日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出される。一方、トータルリターンハンセン指数（配当込指数）は、1990年1月2日の指数値を2,838.07ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200

韓国総合株価指数200は、韓国証券取引所上場の主要200銘柄からなる時価総額加重平均指数である。1990年1月3日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出される。

韓国総合株価指数200（先物）

韓国総合株価指数200（先物）は、韓国総合株価指数200先物市場に上場している直近限月の価格の値動きに連動した指数である。2007年1月2日を基準日とし、その日の時価総額を1,000として算出される。

（ ロール時は直近限月と翌限月を加重平均、またロールオーバーコスト込み指数である。 ）

ハンセン指数・レバレッジインデックス、ハンセン指数・ショートインデックス、韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス、韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス

ハンセン指数・レバレッジインデックスは、日々の騰落率をハンセン指数の騰落率の2倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を14,944.77ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・ショートインデックスは、日々の騰落率をトータルリターンハンセン指数（配当込指数）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2006年1月3日の指数値を26,650.28ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200の騰落率の2倍として計算された指数で、2010年2月22日の指数値を217.81ポイントとして計算されている。

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスは、日々の騰落率を韓国総合株価指数200（先物）の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年9月16日の指数値を1,062.83ポイントとして計算されている。

ハンセン指数・レバレッジインデックスの計算方法

$$HSILI(T) = HSILI(T-1) \times [1 + \{K \times (HSI(T)/HSI(T-1) - 1) - (K-1) \times (HIBOR/365) \times D(T,T-1) - K \times (K-1) \times | (HSI(T)/HSI(T-1) - 1) | \times Stamp Duty \}]$$

HSILI(T)：指数計算時点(T)におけるハンセン指数・レバレッジインデックス値

HSILI(T-1)：指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・レバレッジインデックス終値

K: 2

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

HIBOR：前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）

HSI(T)：現在のハンセン指数値

HSI(T-1)：前日のハンセン指数値

Stamp Duty：印紙税率

ハンセン指数・レバレッジインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

ハンセン指数・ショートインデックスの計算方法

$$HSISI(T) = HSISI(T-1) \times [1 + \{-K \times (TRHSI(T)/TRHSI(T-1) - 1) + (K+1) \times (HIBOR/365) \times D(T,T-1) - K \times (K+1) \times | (TRHSI(T)/TRHSI(T-1) - 1) | \times Stamp Duty \}]$$

HSISI(T)：指数計算時点(T)におけるハンセン指数・ショートインデックス値

HSISI(T-1)：指数計算時点(T)の前日におけるハンセン指数・ショートインデックス終値

K: 1

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

HIBOR：前日の午前11時（香港時間）頃におけるオーバーナイトHIBOR（% 年率）

TRHSI(T)：現在のトータルリターンハンセン指数値（配当込指数値）

TRHSI(T-1)：前日のトータルリターンハンセン指数値（配当込指数値）

Stamp Duty：印紙税率

ハンセン指数・ショートインデックスが前日の終値と比較して、50%以上下落した場合は、指数の計算が停止される。

韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの計算方法

$$L(T) = L(T-1) \times [1 + \{K \times (F(T)/F(T-1) - 1) - (K-1) \times (r/365) \times D(T,T-1)\}]$$

L(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

L(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200・レバレッジインデックス値

K: 2

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

r：91日満期CDの金利（% 年率）

F(T)：現在の韓国総合株価指数200指数値

F(T-1)：前日の韓国総合株価指数200指数終値

韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックスの計算方法

$$I(T) = I(T-1) \times [1 + \{-K \times (F(T)/F(T-1) - 1) + (K \times 0.85) \times (r/365) \times D(T,T-1)\}]$$

I(T)：指数計算時点(T)における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

I(T-1)：指数計算時点(T)の前日における韓国総合株価指数200（先物）・インバースインデックス値

K: 1

D(T,T-1)：TからT-1までの実日数

r：91日満期CDの金利（% 年率）

F(T)：現在の韓国総合株価指数200（先物）指数値

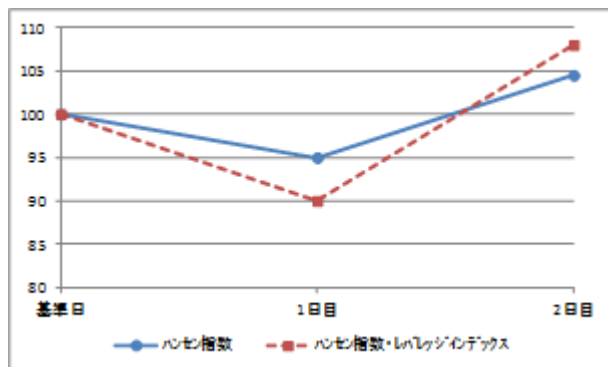
F(T-1)：前日の韓国総合株価指数200（先物）指数終値

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

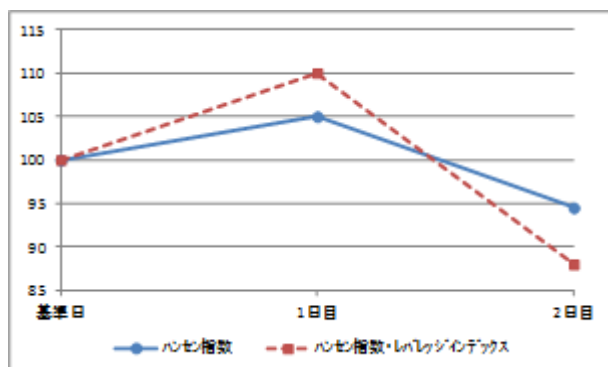
< 1 > ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
ハンセン指数	-5%	10%	ハンセン指数	-5%	4.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	8%



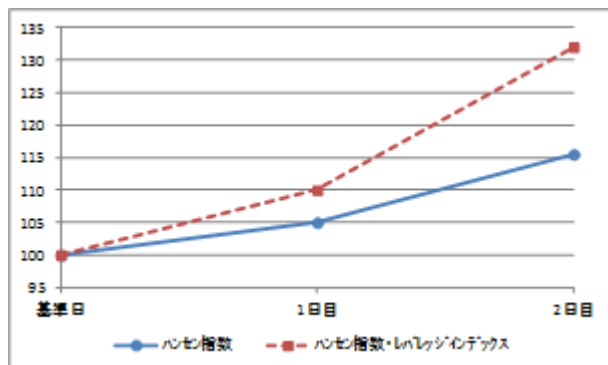
< 2 > ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
ハンセン指数	5%	-10%	ハンセン指数	5%	-5.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	-20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	-12%



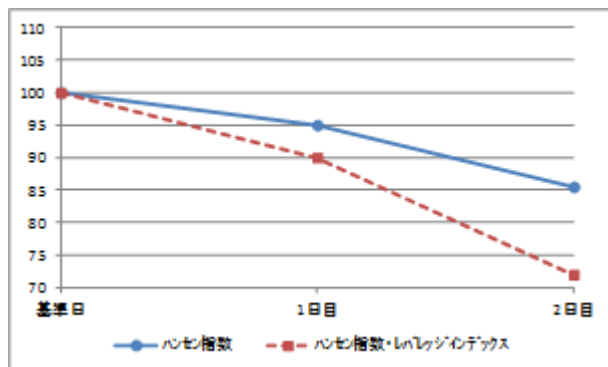
< 3 > ハンセン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
ハンセン指数	5%	10%	ハンセン指数	5%	15.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	10%	32%



< 4 > ハンセン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
ハンセン指数	-5%	-10%	ハンセン指数	-5%	-14.5%
ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	-20%	ハンセン指数・レバレッジインデックス	-10%	-28%



これらの例示は、ハンセン指数の値動きとハンセン指数・レバレッジインデックスの値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

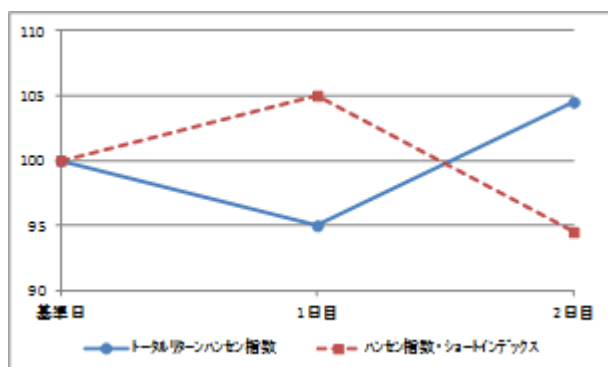
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

インバース（ショート）指数の値動きについて

インバース（ショート）指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の - 1（マイナス 1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース（ショート）指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1倍」とならないので、十分留意すべきである。

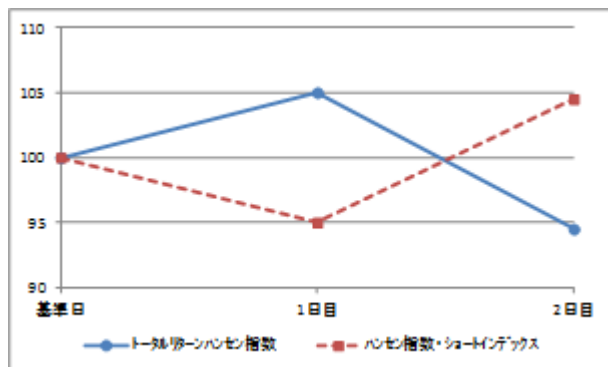
< 5 > トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
トータルリターンハンセン指数	-5%	10%	トータルリターンハンセン指数	-5%	4.5%
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	-10%	ハンセン指数・ショートインデックス	5%	-5.5%



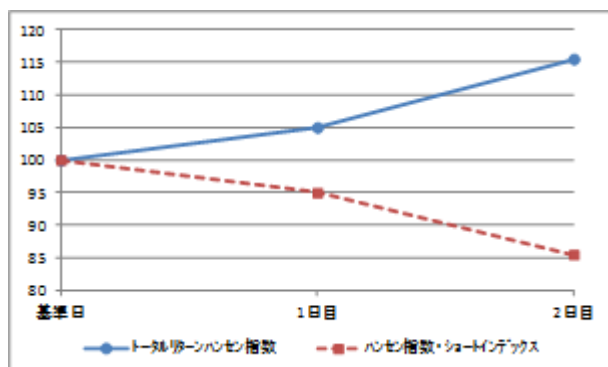
< 6 > トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
トータルリターンハンセン指数	5%	-10%	トータルリターンハンセン指数	5%	-5.5%
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	10%	ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	4.5%



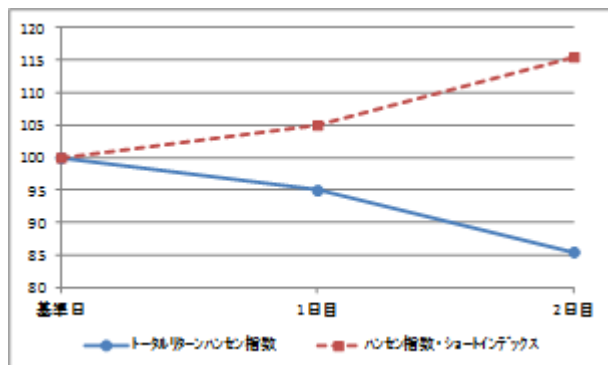
< 7 > トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
トータルリターンハンセン指数	5%	10%	トータルリターンハンセン指数	5%	15.5%
ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	-10%	ハンセン指数・ショートインデックス	-5%	-14.5%



< 8 > トータルリターンハンセン指数（配当込指数）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目	1日目	2日目	
トータルリターンハンセン指数	-5%	-10%	トータルリターンハンセン指数	-5%	-14.5%
ハンセン指数・ショートインデックス	5%	10%	ハンセン指数・ショートインデックス	5%	15.5%



これらの例示は、トータルリターンハンセン指数（配当込指数）の値動きとハンセン指数・ショートインデックスの値動きの関係を示すための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油レバレッジ指数、日経・東商取原油インバース指数および日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

- () NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ダブル・ブル ETN
- () NEXT NOTES 日経・TOCOM 金 ベア ETN
- () NEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ダブル・ブル ETN
- () NEXT NOTES 日経・TOCOM 原油 ベア ETN
- () NEXT NOTES 日経平均VI先物指数 ETN

本項においては、上記()から()までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

日経・東商取金指数

日経・東商取原油指数

日経・東商取金指数と日経・東商取原油指数は、日経・東商取サブ商品指数（ 1 ）として、算出される指数である。

日経・東商取金指数の構成銘柄は金のみ、また日経・東商取原油指数の構成銘柄は原油のみであり、「中心限月を対象限月とする」、「月初第5取引日から第9取引日までの5取引日間で5分の1ずつ5番限月から6番限月へ限月切り替えを行う（ただし、貴金属市場およびアルミニウム市場の偶数限月の商品については、奇数月のみ限月の切り替えを行う。）」指数である。

日経・東商取サブ商品指数は、帳入値段にて、1日1回算出・公表される。

1. 日経・東商取サブ商品指数とは、市場ごとまたは商品ごとのベンチマークとなることを目指し、基本的に日経・東商取商品指数（Nikkei-TOCOM Commodity Index）（ 2 ）と同様の計算方法に基づく指数である。

2. 「日経・東商取商品指数」は、2002年5月31日を基準日として（同日の帳入値段に基づく指数値を100.00とする）、構成銘柄ごとの配分比率に当該銘柄の価格騰落率を乗じ、それを全銘柄分合計して算出される。

「日経・東商取商品指数」は、当初「東京工業品取引所商品指数」として2006年7月24日より公表を開始し、その後、名称を2009年4月1日算出分から「日経・東工取商品指数」に変更し、2013年2月12日付で「日経・東商取商品指数」に変更したものである。

日経・東商取金レバレッジ指数

日経・東商取原油レバレッジ指数

日経・東商取金レバレッジ指数は、日経・東商取金指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）を2倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取原油レバレッジ指数は、日経・東商取原油指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）を2倍したものを、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取金レバレッジ指数および日経・東商取原油レバレッジ指数は2012年12月3日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、1日1回、東京商品取引所の日中立会終了後に算出される。

日経・東商取金インバース指数

日経・東商取原油インバース指数

日経・東商取金インバース指数は、日経・東商取金指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取原油インバース指数は、日経・東商取原油指数を原指数として、原指数の1日の変化率（前日帳入値ベースの原指数値と当日帳入値ベースの原指数値とを比較して算出）の逆の変化率を、前日の指数値に乗じて算出される。

日経・東商取金インバース指数および日経・東商取原油インバース指数は2012年12月3日以降、2009年12月30日の値を10,000.00とし、1日1回、東京商品取引所の日中立会終了後に算出される。

日経・東商取レバレッジ指数（日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取原油レバレッジ指数）の計算方法

日経・東商取レバレッジ指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・東商取商品指数および各日経・東商取サブ商品指数のレバレッジ指数（日経・東商取金レバレッジ指数、日経・東商取原油レバレッジ指数を含む）を総称して、「日経・東商取レバレッジ指数」という。）

$$\text{Lev. Index}_{t,d} = \text{Lev. Index}_{s,d-1} \times [1 + 2 \times \{(\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1\}]$$

ただし、

$\text{Lev. Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・東商取レバレッジ指数

$\text{Lev. Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・東商取レバレッジ指数

$\text{Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

$\text{Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値

日経・東商取インバース指数（日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油インバース指数）の計算方法

日経・東商取インバース指数は、以下の算式に従って算出される。

（日経・東商取商品指数および各日経・東商取サブ商品指数のインバース指数（日経・東商取金インバース指数、日経・東商取原油インバース指数を含む）を総称して、「日経・東商取インバース指数」という。）

$$\text{Inv. Index}_{t,d} = \text{Inv. Index}_{s,d-1} \times [1 - 1 \times \{(\text{Index}_{t,d} / \text{Index}_{s,d-1}) - 1\}]$$

ただし、

$\text{Inv. Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値より算出した日経・東商取インバース指数

$\text{Inv. Index}_{s,d-1}$ ： d-1日における帳入値段に基づく原指数値より算出した日経・東商取インバース指数

$\text{Index}_{t,d}$ ： d日の時点tにおける原指数の直近値

なお、 $\text{Index}_{t,d}$ は、日中立会終了後の帳入値段確定時は帳入値段に基づく原指数値を用いる。

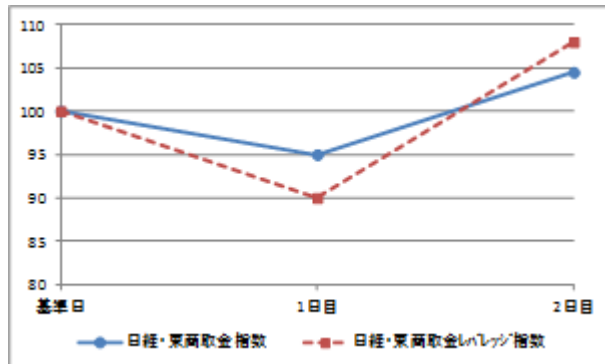
Index_{s, d-1}: d-1日における帳入値段に基づく原指数値

日経・東商取レバレッジ指数の値動きについて

日経・東商取レバレッジ指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・東商取レバレッジ指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

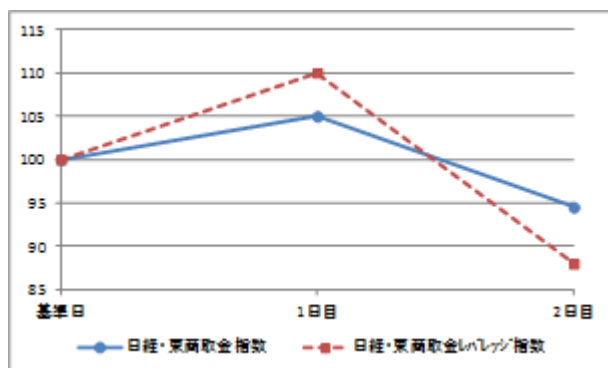
< 1 > 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
日経・東商取金指数	-5%	10%		日経・東商取金指数	-5%	4.5%
日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	20%		日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	8%



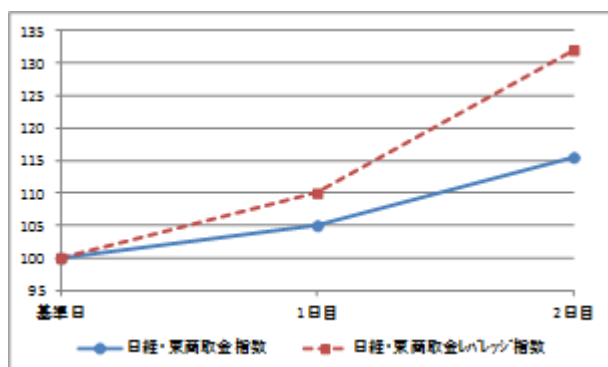
< 2 > 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	-10%	日経・東商取金指数	5%	-5.5%
日経・東商取金レバレッジ指数	10%	-20%	日経・東商取金レバレッジ指数	10%	-12%



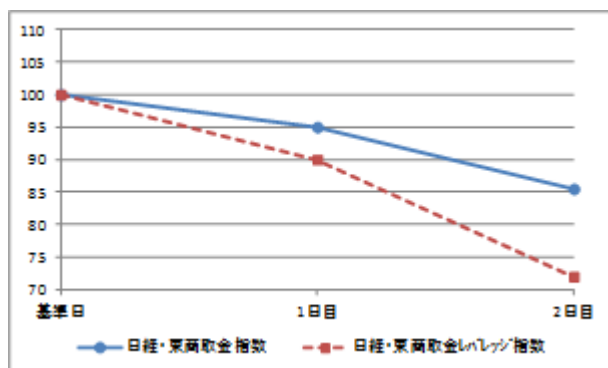
< 3 > 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	10%	日経・東商取金指数	5%	15.5%
日経・東商取金レバレッジ指数	10%	20%	日経・東商取金レバレッジ指数	10%	32%



< 4 > 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	-10%	日経・東商取金指数	-5%	-14.5%
日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	-20%	日経・東商取金レバレッジ指数	-10%	-28%



これらの例示は、日経・東商取金指数の値動きと日経・東商取金レバレッジ指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。
 実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

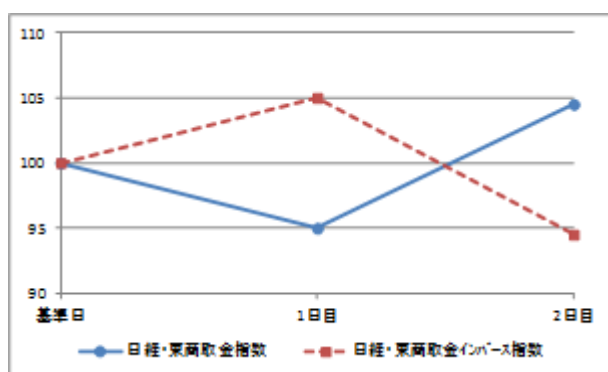
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決定する。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

日経・東商取インバース指数の値動きについて

日経・東商取インバース指数は、日々の騰落率が原指数の騰落率の - 1 (マイナス1) 倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、日経・東商取インバース指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

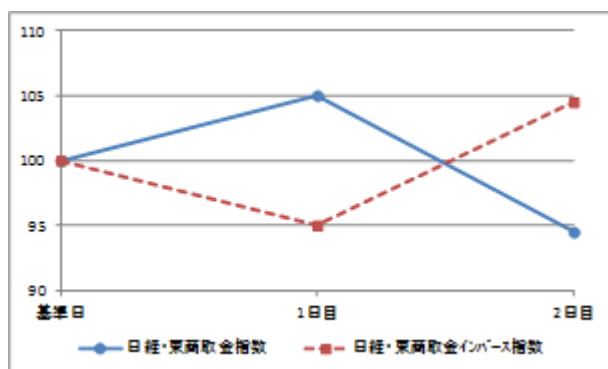
< 5 > 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	10%	日経・東商取金指数	-5%	4.5%
日経・東商取金インバース指数	5%	-10%	日経・東商取金インバース指数	5%	-5.5%



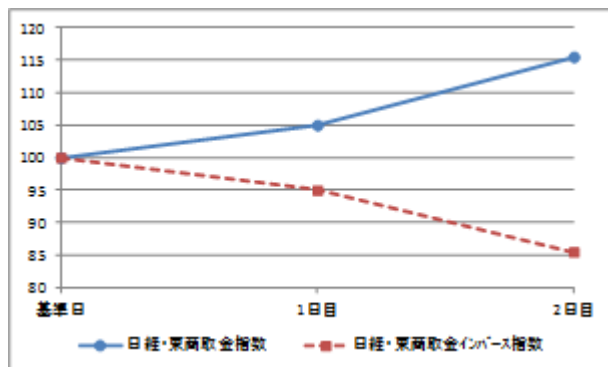
< 6 > 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	-10%	日経・東商取金指数	5%	-5.5%
日経・東商取金インバース指数	-5%	10%	日経・東商取金インバース指数	-5%	4.5%



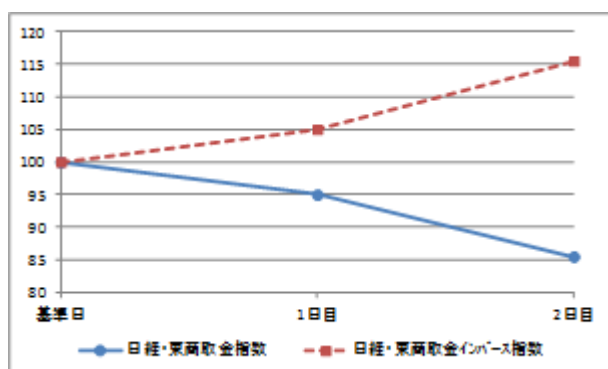
< 7 > 日経・東商取金指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
日経・東商取金指数	5%	10%	日経・東商取金指数	5% 15.5%
日経・東商取金インバース指数	-5%	-10%	日経・東商取金インバース指数	-5% -14.5%



< 8 > 日経・東商取金指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
日経・東商取金指数	-5%	-10%	日経・東商取金指数	-5% -14.5%
日経・東商取金インバース指数	5%	10%	日経・東商取金インバース指数	5% 15.5%



これらの例示は、日経・東商取金指数の値動きと日経・東商取金インバース指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決定する。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

日経平均株価

日経平均株価は東京証券取引所第一部に上場する225銘柄を選定し、その株価を使って算出される平均株価型の指数である。算出開始は1950年9月7日であり、値は戦後、東京証券取引所が再開した1949年5月16日まで遡及計算されている。当初は東京証券取引所が算出していたが、1970年以降は日本経済新聞社が算出している。

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数は、大阪取引所の日経平均ボラティリティー・インデックス先物（日経平均VI先物）を対象にして、期近限月と期先限月のウェートを日々調整することで、仮想的に満期1ヶ月の日経平均VI先物を合成し、その合成した先物価格の日々の変動率に連動するように設計された指数である。（日経平均ボラティリティー・インデックスについては、後述する（ ）。）

・当日の指数値は、前日の指数値に対して、日経平均VI先物価格をもとに算出された変化率を乗じて計算される。

- ・算出に用いる先物価格は、大阪取引所の日経平均VI先物取引における前日および当日の取引所公表値（終値または清算値）とする。
- ・対象となる先物の限月は、期近および期先の直近2限月で、取引最終日の翌営業日（通常はSQ日）から、それぞれ次の限月にロールして算出される。
- ・小数点以下第3位を四捨五入して第2位まで算出される。単位はポイントとする。
- ・2012年2月27日の値を100,000とする。
- ・2012年12月3日から、1日1回終値ベースで算出・公表される。

日経平均ボラティリティー・インデックスは、投資家が日経平均株価の将来の変動をどのように想定しているかを表した指数である。指数値が高いほど、投資家が今後、相場が大きく変動すると見込んでいることを意味する。

（対象とする指数）

現在の市場で見込まれている日経平均株価（日経平均）の1ヶ月先の変動率を示す。

（算出方法）

大阪取引所に上場している日経平均先物および日経平均オプションの価格をもとに算出する。直近二限月のオプションのうち、直近限月の先物価格を基準としてOTM（アウト・オブ・ザ・マネー）となる行使価格のオプション価格をつかって、それぞれの限月のボラティリティーを求め、満期が30日になるように線形補間を行う。

（起点など）

算出開始は2010年11月19日（1989年6月11日まで遡及計算）。現在は大阪取引所の日経平均オプション取引の日中立会の時間帯に、15秒間隔で算出している。

日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の計算方法

以下の算式に従って算出される。

通常日の算式

$$\text{指数値 } t = \text{指数値 } t-1 \times [(F_{1,t} \times W_{1,t-1} + F_{2,t} \times W_{2,t-1}) / (F_{1,t-1} \times W_{1,t-1} + F_{2,t-1} \times W_{2,t-1})]$$

ロール日（SQ日）の算式（ 1 ）

$$\text{指数値 } t = \text{指数値 } t-1 \times (F_{1,t} / F_{2,t-1})$$

$W_{i,t}$ ： 時点 t における第 i 限月の限月ウェイト

$F_{i,t}$ ： 時点 t における第 i 限月の先物価格

（ 1 ）： なお、時点 t がロール日の場合、時点 t における期近限月（ $i=1$ ）は、時点 $t-1$ （取引最終日）における期先限月（ $i=2$ ）と同じ限月となることに注意する。

先物の価格

価格採用の優先順位は以下の通りである。

- 1．終値
- 2．清算値

限月ウェイトの算出

期近限月と期先限月の限月ウェイトは以下の通り算出される。

- 1．直前にロール（算出の対象となる限月のシフト、通常はSQ日に実施）した日の期近限月の残存日数（営業日ベース）を「対象日数」とする（ 2 ）。
- 2．当日の期近限月の残存日数（営業日ベース）から1を減じた値を「対象日数」で除した値（小数点以下第3位を切り捨てて第2位まで）を当日の期近限月の限月ウェイト（ 3 ）とする。
- 3．1から期近限月の限月ウェイトを減じた値を期先限月の限月ウェイトとする。

（ 2 ）： ロールから次のロールまでの間、「対象日数」は固定である。

（ 3 ）： 取引最終日における期近限月の限月ウェイトは0となる。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ・プライスリターン)、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ・トータルリターン)および東証マザーズ指数(本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

() NEXT NOTES NYダウ・ダブル・ブル・ドルヘッジ ETN

() NEXT NOTES NYダウ・ベア・ドルヘッジ ETN

() NEXT NOTES 東証マザーズ ETN

本項においては、上記()から()までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

ダウ・ジョーンズ工業株価平均™ (Dow Jones Industrial Average™ - DJIA-)

1896年に誕生したこの指数はダウ®の名称でも呼ばれており、米国を代表する優良企業30銘柄の株価加重指数である。この指数は、輸送株および公共株を除く全ての業種をカバーしている(輸送株および公共株については、ダウ・ジョーンズ 輸送株価平均™およびダウ・ジョーンズ 公共株価平均™でカバーされている)。銘柄選択は定量的なルールに従ったものではないが、採用銘柄は主として、企業の評判が高く、持続的な成長を達成し、多くの投資家が高い関心を示すものに限られている。また、銘柄選択においては指数内で適切なセクター配分を維持できることも考慮されている。

指数の計算

この指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの全ての株価指数において使用される除数メソドロジーに従って計算される。

この指数が最初に構築されたときには、指数の価値は単純に構成銘柄の株価を合計し、構成銘柄の数で除することにより計算された。今日では、除数を調整することで、株式分割やその他の構成銘柄変更の影響を抑え、指数の連続性を維持している。

構成銘柄の選出方法

ウォール・ストリート・ジャーナルの編集担当者たちが、構成する銘柄を選出する。工業(industrial)という意味に対しては広範な考えを持ち、鉄道と公共事業以外の会社であれば、全ての会社が対象となる。(ダウ・ジョーンズ平均株価には工業株の他に鉄道株、公共株の指数がある。)ダウ平均に加える新しい企業の選出にあたっては膨大な数の企業の中から、企業の継続的な成長性や投資家たちの関心を考慮に入れて選出する。ただし、指数の連続性を維持するため、構成銘柄の変更は稀であり、通常は構成銘柄の企業のコア・ビジネスにおいて買収やその他の重大な変化があった場合に構成銘柄が変更される。そうしたイベントにより、一つの銘柄を入れ替える必要が生じた場合、指数全体が審査されて、その結果、いくつかの構成銘柄の変更が同時に行われることもある。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)およびダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)では、標準的な方法を適用することにより、為替リスクのヘッジを行い、ダウ・ジョーンズ工業株価平均に対するレバレッジもしくはインバース・エクスポージャーを提供する。

為替ヘッジ指数

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの標準為替ヘッジ指数は、1ヶ月ごとにロールオーバーされる先渡取引を利用し、期初におけるバランスをヘッジすることで計算される。ヘッジされる額は毎月調整される。

毎月の為替ヘッジ指数の計算

m = 計算における月、0、1、2などの数字で示される。

SPI_EH_m = m 月の末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

SPI_EH_{m-1} = 前月($m-1$)末におけるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの為替ヘッジ指数の水準

SPI_E_m = m 月の末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準(外貨建て)

SPI_E_{m-1} = 前月($m-1$)末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準(外貨建て)

SPI_EL_{m-1} = 前月($m-1$)末におけるS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数の水準(現地通貨建て)

HR_m = m 月におけるヘッジ・リターン(%)

S_m = m 月の末における現地通貨に対する外貨のスポット・レート(FC/LC)

F_m = m 月の末における現地通貨に対する外貨の先渡レート(FC/LC)

$m = 1$ の月の末において

$$SPI_EH_1 = SPI_EH_0 \times (SPI_E_1 / SPI_E_0 + HR_1)$$

m 月の末において

$$SPI_EH_m = SPI_EH_{m-1} \times (SPI_E_m / SPI_E_{m-1} + HR_m)$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m-1} / F_{m-1}) - (S_{m-1} / S_m)$$

日次のリターンはスポット価格と先渡価格の間で内挿することにより計算される。

各 m 月について、 $d=1,2,3,\dots,D$ の暦日がある。

md は m 月における d 日であり、 $m0$ は $m-1$ 月における最終日である。

F_I_{md} = m 月の d 日時点における内挿された先渡レート

$$F_I_{md} = S_{md} + (D-d)/D \times (F_{md} - S_{md})$$

m 月の d 日において

$$SPI_EH_{md} = SPI_EH_{m0} \times (SPI_E_{md} / SPI_E_{m0} + HR_{md})$$

月次の為替ヘッジ指数のヘッジ・リターンは：

$$HR_m = (S_{m0} / F_{m0}) - (S_{m0} / F_I_{md})$$

レバレッジ指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのレバレッジ指数は、対象指数の複数倍のリターンを生み出すように設計されており、投資家はキャッシュ・ポジションを超えたエクスポージャーを得るために資金を借り入れる。アプローチとしては、まず対象指数を計算し、その次にレバレッジ指数の日次リターンを計算し、最後に、日次リターンにより前回の価値を増加させることにより、レバレッジ指数の現在の価値を計算する。

レバレッジ指数の日次リターンは2つの部分から構成される：(1) 対象指数のトータル・ポジションのリターンから、(2) レバレッジのための借入コストを減じる：

レバレッジ指数の数式は以下ようになる：

$$\text{レバレッジ指数のリターン} = K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利}/360) \times D(t, t-1)$$

上記の式で、借入金利がレバレッジ指数に適用されている。これは、借入資金を表す。これを踏まえ、時間tにおけるレバレッジ指数価値は以下のように計算される：

$$\text{レバレッジ指数の価値}(t) = (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{レバレッジ指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下のようになる：

$$\begin{aligned} \text{レバレッジ指数の価値}(t) &= (\text{レバレッジ指数の価値}(t-1)) \\ &\times [1 + [K \times [\text{対象指数}(t) / \text{対象指数}(t-1) - 1] - (K-1) \times (\text{借入金利}/360) \times D(t, t-1)]] \end{aligned}$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 2, \text{エクスポージャー} = 200\%$$

借入金利 = 3ヶ月円Libor(JY0003M)

Dt, t-1 = t と t-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIA2LJP)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(プライス・リターン、円ヘッジ)(DJIHJP)の2倍のレバレッジがかかっており、DJIA2LJPの数式は以下のようになる。

DJIA2LJP(t)=

$$\text{DJIA2LJP}(t-1) \times [1 + [2 \times [\text{DJIHJP}(t) / \text{DJIHJP}(t-1) - 1] - (2-1) \times [\text{JY0003M}/360] \times D(t, t-1)]]$$

インバース指数の計算方法

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのインバース指数は、対象指数のショート・ポジションを保有することにより、対象指数と反対のパフォーマンスを提供するように設計されている。投資家がショート・ポジションを保有する場合、借株の配当と金利を支払う必要がある。指数の計算はレバレッジ指数と同様の一般的なアプローチに従っており、いくつかの調整が行われる：第一に、対象指数のリターンはプラスマイナスが逆となり、対象指数のトータル・リターンに基づくものとなるため、配当や価格の動きが含まれる。第二に、借株コストは含まれないが、初期投資から得られる金利と、対象指数の証券の空売りから生じる収益から得られる金利を反映するために調整が行われる。こうした前提は業界における通常の慣習を反映している。(借株コストを含めるため、或いは空売りによる収益から得られる金利や初期投資から得られる金利を除外するため、単純な調整を行うことができる。)

インバース指数のリターンを計算するための一般的な数式は：

インバース指数のリターン =

$$-K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t) / \text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] + (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)$$

ここで、右辺の最初の項は対象指数のトータル・リターンを示し、右辺の2つ目の項は初期投資から得られる金利および空売りによる収益から得られる金利を示している。

時間tにおけるインバース指数価値は以下のように計算される：

$$\text{インバース指数の価値}(t) = (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \times (1 + \text{インバース指数のリターン})$$

指数リターンの数式を指数価値の数式に代入し、指数価値の数式の右辺を拡大させると以下ようになる：

$$\begin{aligned} \text{インバース指数の価値}(t) = & (\text{インバース指数の価値}(t-1)) \\ & \times [1 - [K \times [\text{対象指数のトータルリターン}(t) / \text{対象指数のトータルリターン}(t-1) - 1] \\ & - (K+1) \times (\text{貸出金利}/360) \times D(t, t-1)]] \end{aligned}$$

K = レバレッジ・レシオ

$$K = 1, \text{ エクスポージャー} = 100\%$$

貸出金利 = 3ヶ月円Libor(JY0003M)

Dt, t-1 = t とt-1 の日付の間の暦日数

ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)(DJIAIJT)は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(トータル・リターン、円ヘッジ)(DJIHJT)のインバース・バージョンである。DJIAIJTの数式は以下のようになる。

DJIAIJT(t)=

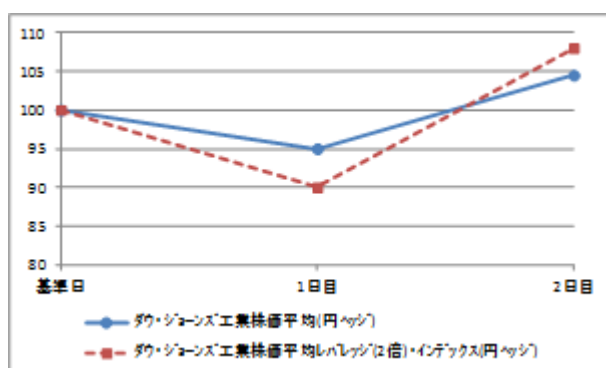
$$DJIAIJT(t-1) \times [1 - [1 \times [DJIHJT(t) / DJIHJT(t-1) - 1] - (1+1) \times [JY0003M/360] \times D(t, t-1)]]]$$

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意すべきである。

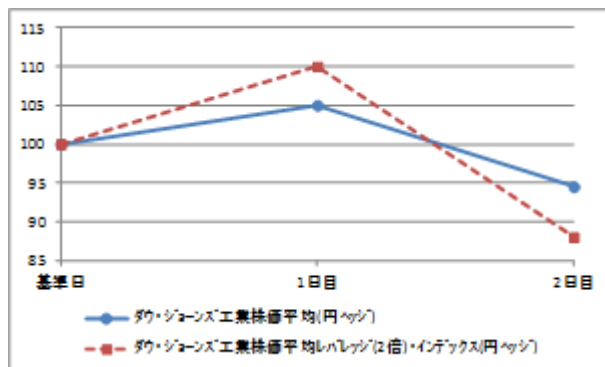
< 1 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き	基準日からの値動き	
	1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	10%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	20%



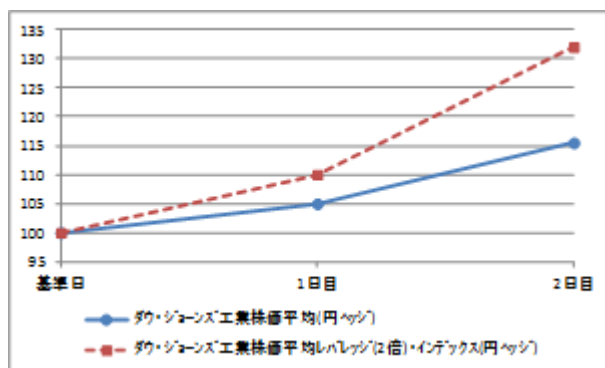
< 2 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-5.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	-20%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	-12%



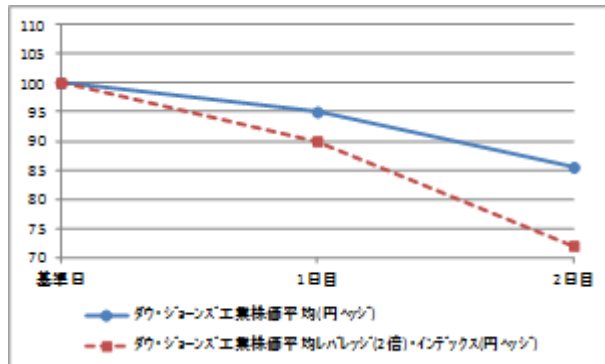
< 3 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	15.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	20%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	10%	32%



< 4 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-14.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	-20%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ)	-10%	-28%



これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 レバレッジ (2 倍) ・インデックス (円ヘッジ) の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

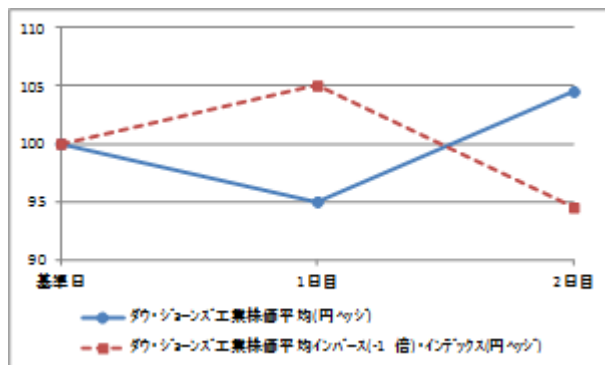
また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の - 1 (マイナス 1) 倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2 日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1 倍」とならないので、十分留意すべきである。

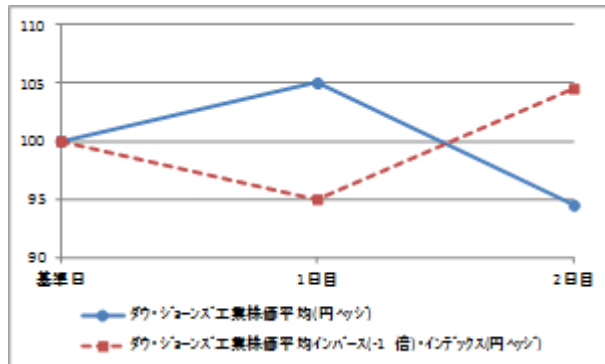
< 5 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	4.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	-10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	-5.5%



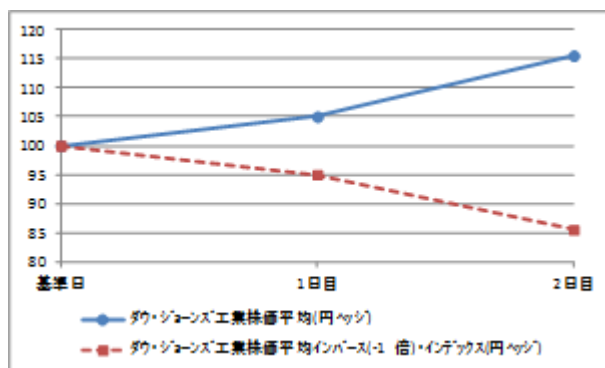
< 6 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	-5.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	4.5%



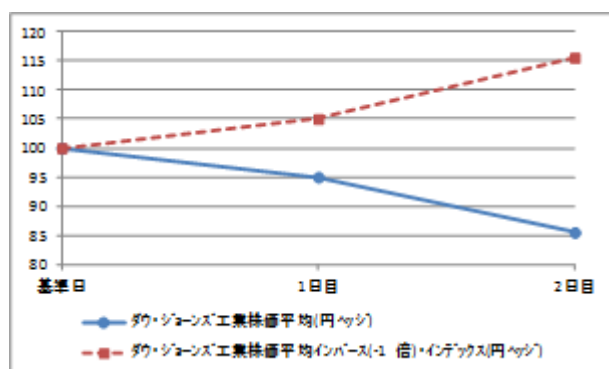
< 7 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (円ヘッジ) が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目	
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	5%	15.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	-10%		ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1 倍)・インデックス(円ヘッジ)	-5%	-14.5%



< 8 > ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き				基準日からの値動き	
	1日目	2日目		1日目	2日目
ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均(円ヘッジ)	-5%	-14.5%
ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	10%	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ)	5%	15.5%



これらの例示は、ダウ・ジョーンズ工業株価平均（円ヘッジ）の値動きとダウ・ジョーンズ工業株価平均 インバース（-1倍）・インデックス（円ヘッジ）の値動きの関係を示すための計算例であり、実際の値動きを示したものではありません。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限りません。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

東証マザーズ指数

東証マザーズ指数は、新興企業向けに東京証券取引所が開設（市場創設は1999年11月11日、取引開始日は1999年12月22日）している市場である「マザーズ」に上場する国内普通株式全銘柄を対象とした、「時価総額加重型」の株価指数である。基準日である2003年9月12日を1,000ポイントとし、現在の時価総額がどの程度かを表す。（算出開始日：2003年9月16日）

マザーズのコンセプト

1999年11月11日、資金を必要とする新興企業にその調達場を広く提供し、また、投資者が成長性の高い企業への投資をすることが出来るよう、既存の本則市場（市場第一部・第二部）とは明確に異なるコンセプトの新市場として、東京証券取引所はマザーズを創設した。

その後、2009年11月にマザーズのコンセプトを「市場第一部へのステップアップのための成長企業向けの市場」として再確立した。また、2011年3月には、マザーズの信頼性向上および活性化に向けた取り組みを行っている。

上場対象企業

- ・マザーズは、新興企業を中心に将来の高い成長が期待される企業を対象としている。
- ・多くの成長企業に資金調達場を提供するという観点から、その上場対象とする企業について、規模や業種などによる制限を設けていない。
- ・個人創業型で従業員数十名規模の会社から、情報通信などのいわゆるインフラ型で従業員数千人規模の会社までが上場している。
- ・業種についても、製造業、放送・通信業、運輸業、サービス業など様々である。

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）（本項において、以下「本指数」という。）

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

NEXT NOTES STOXXアセアン好配当50 (円、ネットリターン) ETN

本項においては、上記の受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」という。また、本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を「本外国指標連動証券」という。

(2) 本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額が本指数の水準により決定されるため、この指数についての開示を必要とする。

2 内容

STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン)

STOXX アセアン好配当50 (円、ネットリターン) では、東南アジア諸国 (ASEAN) の企業を構成銘柄とする投資ユニバースから、最も配当が多い50社を選択することを目指している。対象国は、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアで、ベトナムはこのインデックスの投資ユニバースに入っていない。

このインデックスは、日本円建てインデックスであり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資するネットリターン・インデックスである。

投資ユニバース： 配当利回りで選択した投資可能なユニバースの全ての株式銘柄。

加重スキーム： このインデックスは、浮動株の時価総額に従って加重されている。

基準価額と基準日： 2004年3月31日時点の数値を1000としている。

インデックス構成銘柄の見直し

構成銘柄の選択と35-70バッファー・ルール

この投資ユニバースは、STOXX Asia Total Marketインデックス中の、フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシアに属する全ての株式銘柄である。(STOXX Asia Total Marketインデックスとは、アジア地域に存在する13ヶ国の株式市場の動きを全体的に反映することを目的にした株価指数であり、各対象国の浮動株時価総額の95%をカバーした国別の指数をもとに構築されている。2011年1月31日を基準日として100を基準値としている。)

以下の株式は、この投資ユニバースから外されている。

- ・ 3ヶ月平均の日次取引金額が、150万米ドル未満の銘柄
- ・ セクター「8670」-不動産投資信託 (REIT) 企業に指定されている銘柄
- ・ 配当性向が0%未満か、80%を超える銘柄

残りの全ての株式は、過去12ヶ月間の配当利回りでランク付けされる。選択銘柄は1ヶ国当たり最大15銘柄とし、1ヶ国当たりの最少銘柄数は設定されていない。選択リスト中、上位35銘柄がまず選択される。残りの15銘柄は、36位から70位の間にランク付けされた株式銘柄の中から、既存の構成銘柄をランク上位から順に選択される。このようにして選択した株式銘柄数がまだ50銘柄未満の場合、50銘柄になるまで、残りの株式銘柄からランク順に選択される。

構成銘柄の見直し頻度： このインデックスは毎年3月に見直される。第1金曜日に構成銘柄を発表し、第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

株式数と浮動株調整係数については、四半期ごとに更新される。変更は全て3月、6月、9月、12月の第3金曜日にインデックスに反映させ、翌取引日から有効とされる。

ウェイト調整係数：各構成銘柄のウェイトが最大10%になるよう、四半期ごとに調整係数が設定される。ウェイト調整係数は、見直し月の第2金曜日に公表される。その際、木曜日（第2金曜日の前日）の終値が使用される。

期中のメンテナンス

銘柄の置き換え：上場廃止等の銘柄の除外により、インデックス構成銘柄数が45銘柄未満に減少した場合、選択リストに掲載されている最上位の非構成銘柄と、除外された銘柄が置き替えられる。選択リストは年1回、インデックスの年次見直し時に更新される。

臨時除外：なし

臨時追加：なし

スピンオフ：スピンオフした株式銘柄は、インデックスに恒久的に追加されるわけではない。次回の構成銘柄見直し時に条件を満たす場合のみ、見直し後も継続してインデックスにとどまる。

配信のタイミング

STOXXアセアン好配当50（円、ネットリターン）は、インデックス配信期間中、15秒ごとに計算して配信され、また1日1回、インデックス配信期間の最後に計算して配信される。

為替レート

STOXX アセアン好配当50（円、ネットリターン）では、以下の為替レートが使用される。

- ・ CET（中央欧州時間）00:00から11:00までは、アジア太平洋地域のインデックスを計算する為替レートとして、直近リアルタイムの買値と売値の仲値が使用され、CET（中央欧州時間）17:30からは、固定為替レートを使用して、インデックスが計算される（The World Markets Company PLC（以下「WM社」という。）のCET17:00時点の固定為替レートを使用）。

固定為替レートは、WM社が提供している。詳しくはロイターの「WMRSPOT01」ページまたはブルームバーグの「WMC0」ページを参照のこと。

インデックス計算式

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。

時価総額加重指数

このインデックスは、基準時の数量ウェイトに対する株価変化を計測するラスパイレス算式で計算される。

$$\text{Index}_t = \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}{D_t} = \frac{M_t}{D_t}$$

上の式のうち、

t =インデックスの計算時点

n =インデックスの構成銘柄数

p_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株価

s_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株式数

ff_{it} =(t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

cf_{it} =(t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

x_{it} =(t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

M_t =(t)時点におけるインデックスの浮動株時価総額

D_t =(t)時点におけるインデックスの除数

インデックスの除数計算

時価総額加重指数

各インデックスには独自のインデックス除数があり、これを調整することで、資本異動を原因とする変化に対して、インデックス価額の連続性が維持される。資本異動によるウェイトの変動は、インデックス構成銘柄全体に比例配分される。インデックスの除数は、以下のように計算される。

$$D_{t+1} = D_t \cdot \frac{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it}) \pm \Delta MC_{t+1}}{\sum_{i=1}^n (p_{it} \cdot s_{it} \cdot ff_{it} \cdot cf_{it} \cdot x_{it})}$$

上の式のうち、

D_{t+1} =(t+1)時点の除数

D_t =(t)時点の除数

n =インデックスの構成銘柄数

p_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株価

s_{it} =(t)時点における銘柄(i)の株式数

ff_{it} =(t)時点における銘柄(i)の浮動株係数

cf_{it} =(t)時点における銘柄(i)のウェイト調整係数

x_{it} =(t)時点における銘柄(i)の、現地通貨からインデックス通貨に換算する際の為替レート

MC_{t+1} =インデックスの終値時価総額と調整済み終値時価総額の差額：

(t+1)時に有効となる資本異動がある銘柄の場合、浮動株時価総額は、調整済み終値、(t+1)時点における新しい株数、(t+1)時点の浮動株係数から計算した時価総額から、(調整前)終値、(t)時点の株数、(t)時点の浮動株係数で計算した時価総額を差し引いて算出する。

円建てのインデックス

円建てインデックス：まず非ユーロ建ての株価がユーロに換算される。次にユーロ建ての株価と共に日本円に換算して、インデックス計算が行われる。

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)、Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)、S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)およびS&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)(本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

- () NEXT NOTES インドNifty・ベア ETN
- () NEXT NOTES インドNifty・ダブル・ブル ETN
- () NEXT NOTES S&P500 配当貴族(ネットリターン) ETN

() NEXT NOTES S&P シンガポール リート(ネットリターン) ETN

本項においては、上記()から()までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数

NIFTY 50指数(プライスリターン)およびNIFTY 50トータルリターン指数は、インド・ナショナル証券取引所に上場する大手企業からなる主要株価指数で、市場の複数のセクターを代表する50銘柄で構成される浮動株調整時価総額加重平均指数である。NIFTY 50指数(プライスリターン)は、1995年11月3日を基準日とし、その日の時価総額を1,000として算出される。一方、NIFTY 50トータルリターン指数は、1999年6月30日の指数値を1,256.38ポイントとして計算されている。

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50指数(プライスリターン)の騰落率の2倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)は、日々の騰落率をNIFTY 50トータルリターン指数の騰落率の-1倍として計算された指数で、2009年4月2日の指数値を1,000ポイントとして計算されている。

Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の計算方法

$$\text{NPR2XL}(T) = \text{NPR2XL}(T-1) \times (1 + \text{NPR2XL_RETURN})$$

$$\text{NPR2XL_RETURN} = 2 \times (\text{NIFTY_PR}(T) / \text{NIFTY_PR}(T-1) - 1) - (\text{CBLO}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NPR2XL(T) : 指数計算日(T)におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NPR2XL(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)値

NIFTY_PR(T) : 指数計算日(T)におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

NIFTY_PR(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNIFTY 50指数(プライスリターン)値

D(T, T-1) : TからT-1までの実日数

CBLO(T-1) : 指数計算日(T)の前日のCBLOレート(% 年率)

CBLOレート : 貸借取引に適用されるオーバーナイト金利(% 年率)

Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の計算方法

$$\text{NTR1XI}(T) = \text{NTR1XI}(T-1) \times (1 + \text{NTR1XI_RETURN})$$

$$\text{NTR1XI_RETURN} = -1 \times (\text{NIFTY_TR}(T) / \text{NIFTY_TR}(T-1) - 1) + 2 \times (\text{CBLO}(T-1) / 360) \times D(T, T-1) - (\text{CBLO}(T-1) / 360) \times D(T, T-1)$$

NTR1XI(T) : 指数計算日(T)におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NTR1XI(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)値

NIFTY_TR(T) : 指数計算日(T)におけるNIFTY 50トータルリターン指数値

NIFTY_TR(T-1) : 指数計算日(T)の前日におけるNIFTY 50トータルリターン指数値

D(T, T-1) : TからT-1までの実日数

CBLO(T-1)：指数計算日(T)の前日のCBLOレート（% 年率）

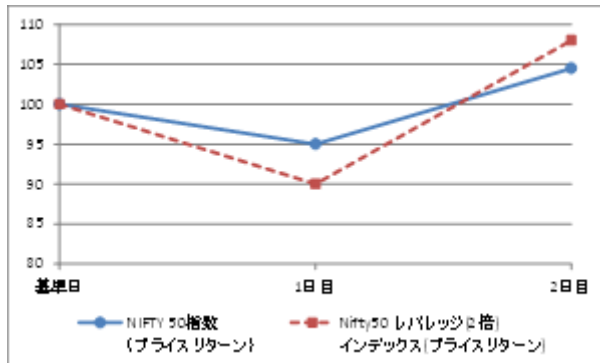
CBLOレート：貸借取引に適用されるオーバーナイト金利（% 年率）

レバレッジ指数の値動きについて

レバレッジ指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の2倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、レバレッジ指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「2倍」とならないので、十分留意する必要がある。

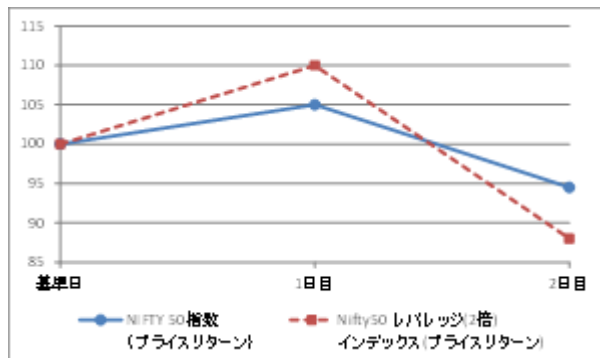
< 1 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5% 4.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10% 8%



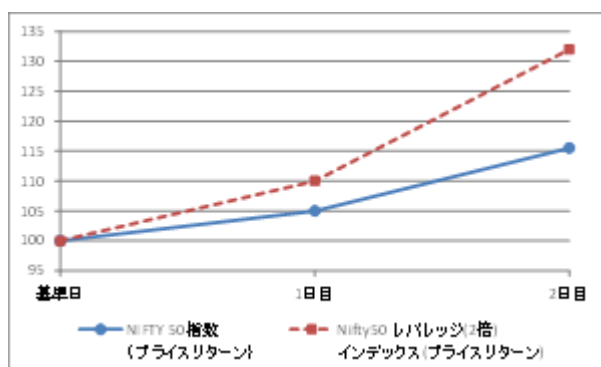
< 2 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	-10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5% -5.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	-20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10% -12%



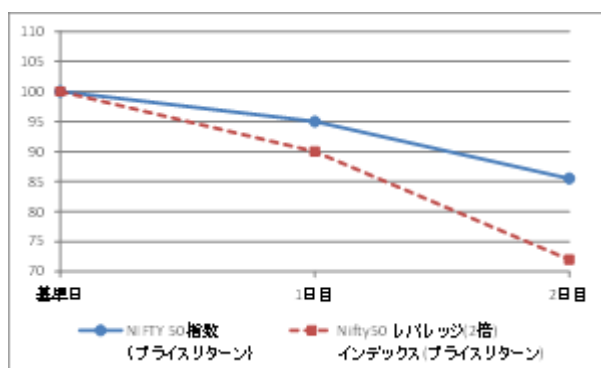
< 3 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5%	10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	5% 15.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10%	20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	10% 32%



< 4 > NIFTY 50指数(プライスリターン)が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き	
	1日目	2日目	1日目	2日目
NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5%	-10%	NIFTY 50指数 (プライスリターン)	-5% -14.5%
Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10%	-20%	Nifty50 レバレッジ(2倍) インデックス(プライスリターン)	-10% -28%



これらの例示は、NIFTY 50指数(プライスリターン)の値動きとNifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の受益権の基準価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

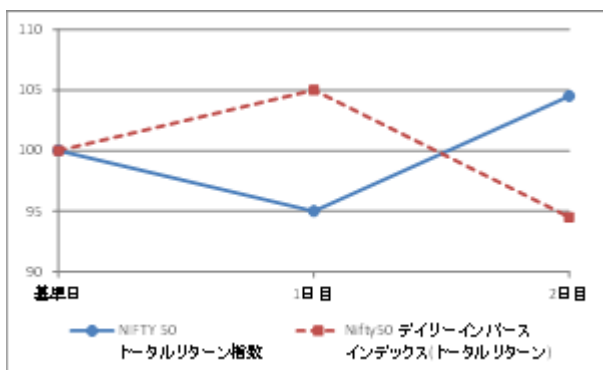
また、受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではない。

インバース指数の値動きについて

インバース指数は、日々の騰落率が元の指数の騰落率の - 1 (マイナス1) 倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、インバース指数の騰落率と元の指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

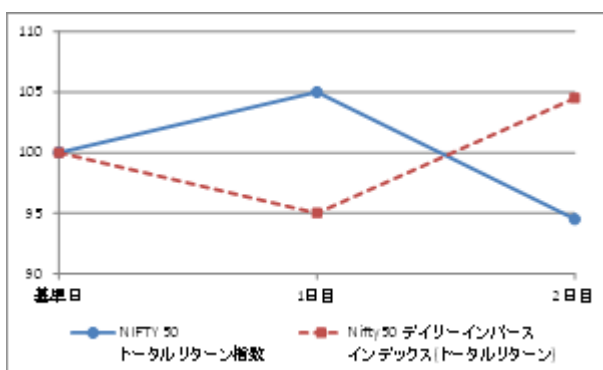
< 5 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	10%	NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	4.5%
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	-10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	5%	-5.5%



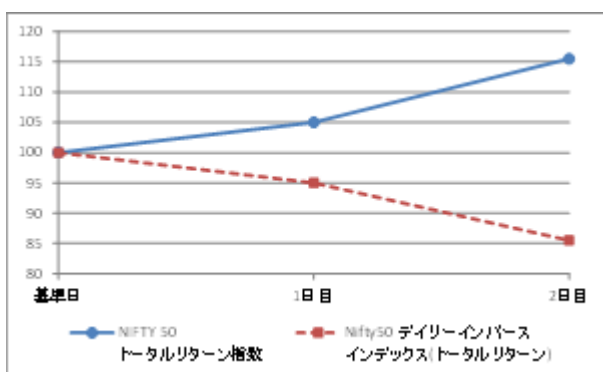
< 6 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	5%	-10%	NIFTY 50トータルリターン指数	5%	-5.5%
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	4.5%



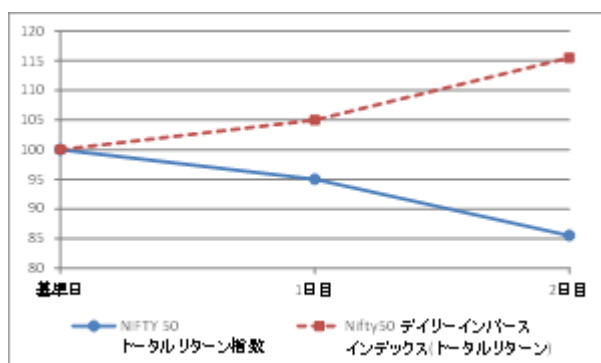
< 7 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	5%	10%	NIFTY 50トータルリターン指数	5%	15.5%
Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	-10%	Nifty50 デイリーインバース インデックス(トータルリターン)	-5%	-14.5%



< 8 > NIFTY 50トータルリターン指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の値動き			基準日からの値動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	-10%	NIFTY 50トータルリターン指数	-5%	-14.5%
Nifty50 デイリーインパース インデックス(トータルリターン)	5%	10%	Nifty50 デイリーインパース インデックス(トータルリターン)	5%	15.5%



これらの例示は、NIFTY 50トータルリターン指数の値動きとNifty50 デイリーインパースインデックス(トータルリターン)の値動きの関係性を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の受益権の基準価額は、信託報酬等のコスト負担や追加設定・一部解約の影響などにより、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まる。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではない。

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)

S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み) (以下本「S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)」において「本指数」という。)は、S&P500® () の構成銘柄のうち、25年以上連続して増配方針に従っている株式のパフォーマンスを測定している株式指数である。

本指数は米ドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

S&P500®は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が開発した株式インデックスで、ニューヨーク証券取引所 (NYSE Arca、NYSE Amexを含む。) 、NASDAQに上場している銘柄から同指数の算出要領により選ばれた500銘柄で構成される指数で、米国株式市場を測定する代表的なベンチマークである。

指数の構成方法

- ・毎年1月、4月、7月、10月にリバランスを行う
- ・構成銘柄のウェイトを均等化しており、リバランス時に再調整して均等ウェイトにする
- ・構成銘柄の変更は1月のリバランス時に行われる
- ・世界産業分類基準 (GICS®) における、特定の業種に属する構成銘柄のウェイトが30%以内になるよう調整されている

指数への追加基準

- ・1月のリバランスの参照日時時点で浮動株調整後時価総額が30億米ドル以上の銘柄
- ・1月のリバランスの参照日時時点で直近3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が500万米ドル以上の銘柄

指数からの除外基準

- ・1月のリバランス時に、上記の追加基準を満たしていない銘柄
- ・四半期ごとのリバランスの間にS&P500から除外された銘柄

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)

S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み) (以下本「S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)」において「本指数」という。)は、S&Pグローバル不動産指数(¹)のサブ指数である、S&P 先進国REIT指数(²)の国別指数のうち、シンガポールに上場する不動産投資信託を対象にした時価総額加重型の指数である。本指数はシンガポールドル建ての指数であり、配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの指数である。

¹S&Pグローバル不動産指数は、世界的に投資可能な全ての株式市場の銘柄へのあらゆる投資機会を測定するように意図されているS&Pグローバル総合指数(S&P Global BMI)の構成銘柄の中で、世界産業分類基準(GICS®)における不動産産業グループに属する銘柄で構成されている。

²S&P 先進国REIT指数は、先進国市場における不動産投資信託のパフォーマンスを測定する指数である。

指数の構成方法

本指数の構成銘柄は、S&Pグローバル総合指数の適格性基準を満たす必要がある。基準を満たした銘柄は、それぞれの浮動株調整後時価総額の比率に従って配分され、毎年9月に見直しが行われる。

指数への追加基準

- ・ S-REIT (Singapore Real Estate Investment Trust) であること。ただし、森林REIT、モーゲージREIT、モーゲージ担保REITは除外される。
- ・ 年次の見直し時点で、浮動株調整後時価総額が1億米ドル以上の銘柄
- ・ 年次の見直し時点で、直近12ヶ月間の売買代金が5,000万米ドル以上の銘柄

指数からの除外基準

- ・ 年次の見直し時点で、浮動株調整後時価総額が7,500万米ドルを下回るか、または7,500万米ドルを上回っていたとしても、直近12ヶ月間の売買代金が3,500万米ドルを下回る銘柄
- ・ 年度途中のいずれかの時点で、浮動株調整後時価総額が2,500万米ドルを下回った銘柄

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)およびS&P500 VIX短期先物インバース日次指数(本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。)

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

() NEXT NOTES 野村日本株高配当70(ドルヘッジ、ネットリターン) ETN

() NEXT NOTES S&P500 VIX インバースETN

本項においては、上記()から()までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

野村日本株高配当70

野村日本株高配当70は、日本株の高配当利回り70銘柄を構成銘柄とする等金額型の指数である。継続的な高配当収入獲得を狙う戦略をパッシブ運用で実現するように設計されている。配当継続性と投資可能性を考慮しつつ、国内上場普通株式の中から今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択している。

銘柄選定方法

野村日本株高配当70の採用銘柄は、原則として、毎年12月第1営業日の前々月15日時点（休日の場合は前営業日）における国内普通株式の全上場銘柄の中から選択される。ただし、下記の銘柄スクリーニング基準とリバランスバンドを考慮した上で、今期予想配当利回りが高い70銘柄を選択する。定期入替は年1回12月第1営業日（以下「定期入替日」という。）に行われる。定期入替日の前月第5営業日を入替基準日とし、入替基準日時点におけるデータをを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数組入株数が決定される。

銘柄スクリーニング基準

配当継続性に懸念がある銘柄や浮動株調整時価総額が小さい銘柄などの低流動性銘柄の組入れを抑制するためのルールである。入替基準日時点において下記の条件を満たす銘柄を投資対象とする。

- ・過去3年間の実績経常利益が全て非負の銘柄
- ・今期予想決算期が3、6、9、12月の銘柄
- ・浮動株調整時価総額上位85%に含まれる銘柄
- ・過去60日平均売買代金上位500位以内の銘柄

リバランスバンド

今期予想配当利回りの微小な差による頻繁な銘柄入替を抑制するためのルールである。銘柄スクリーニング基準を満たす銘柄の中から、下記の手順によって指数構成銘柄を選定する。

- ・入替基準日時点の今期予想配当利回り上位50銘柄については無条件で採用する。
- ・次に今期予想配当利回りの上位51位～90位（リバランスバンド）に含まれる既採用銘柄のみを70銘柄に達するまで採用する。
- ・もし上記の手順によって採用銘柄が70銘柄に満たない場合は、不足分を今期予想配当利回りの51位以降の未採用銘柄の中から順に採用する。

銘柄組入株数

上記の「銘柄選定方法」で選定した70銘柄を構成銘柄とし、入替基準日時点において各構成銘柄のウエイトが等しくなるようにして指数を構築する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）は、為替リスクを回避しつつ米ドル建てで原指数に投資する際のパフォーマンスを表す。月末時点の投資残高を1ヶ月のドル円為替フォワード取引を用いて毎月末ヘッジしたものととして算出される。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）で用いるドル円為替レートは、WMロイターのスポットレートおよび1ヶ月フォワードレートの終値（ロンドン時間16時の仲値、1米ドル当たりの円レート）を使用する。為替レートが取得できない場合には、前日値を用いて計算するものとする。野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の原指数としては、野村日本株高配当70の円建てネットトータルリターン指数（以下「円建て原指数」という。）を使用する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の配当に対する税率は国内非居住者に対する税率に従って計算する。

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）の計算方法

野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(md) =

$$\text{野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数（ネットトータルリターン）(m0)} \times (1 + \text{ヘッジ前指数リターン(md)} + \text{ヘッジリターン(md)})$$

(各月をmとし、m0は前月末営業日、mdはm月の第d日とする)

ヘッジ前指数リターン(md) =

$$(\text{円建て原指数}(md)/\text{円建て原指数}(m0)) \times (\text{スポットレート}(m0)/\text{スポットレート}(md))^{-1}$$

ヘッジリターン(md) =

$$(\text{スポットレート}(m0)/\text{フォワードレート}(m0)) - (\text{スポットレート}(m0)/\text{線形補間されたフォワードレート}(md))$$

線形補間されたフォワードレート(md) =

$$\text{スポットレート}(md) + (D' - d)/D \times (\text{フォワードレート}(md) - \text{スポットレート}(md))$$

(d: 当月経過暦日数、D: 当月暦日総数、D': 当月最終営業日までの暦日総数)

円建て原指数の計算方法

円建て原指数(t) = 円建て原指数(t-1) × (1+ リターン(t))

リターン(t) = ((時価総額(t) + 課税考慮済配当総額(t))/課税考慮済基準時価総額(t)) - 1

課税考慮済基準時価総額(t) =

$$\text{時価総額}(t-1) + \text{修正時価総額}(t) - \text{課税考慮済修正配当総額}(t)$$

S&P500指数

S&P500指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が開発した株式インデックスで、ニューヨーク証券取引所 (NYSE Arca、NYSE Amexを含む。)、NASDAQに上場している銘柄から同指数の算出要領により選ばれた500銘柄で構成される指数で、米国株式市場を測定する代表的なベンチマークである。

S&P500 VIX短期先物指数

S&P500 VIX短期先物指数は、シカゴ・オプション取引所 (CBOE) (以下「CBOE」という。)のVIX先物の第1および第2限月のロング・ポジションを日々ロールする取引のリターンを測定する。

S&P500 VIX短期先物指数の計算方法

S&P500 VIX短期先物指数は、VIX先物の満期日と満期日の間の全期間にわたり連続的に乗換えを行うVIX先物のロング・ポジションから得られる収益をモデル化している。

S&P500 VIX先物の任意の営業日であるt日において、S&P500 VIX短期先物指数のリターンは以下のように計算される。

$$\text{IndexER}_t = \text{IndexER}_{t-1} \times (1 + \text{CDR}_t)$$

ここで

IndexER_{t-1} : 前営業日におけるS&P500 VIX短期先物指数のリターン

CDR_t : 先物取引の日次リターンで、次式で計算される。

$$\text{CDR}_t = (\text{TDWO}_t / \text{TDWI}_{t-1}) - 1$$

TDWO_t : t日のトータル・ドル・ウェイトで、次式で計算される。

$$\text{TDWO}_t = \text{CRW}_{1,t-1} \times \text{DCRP}_{1,t} + \text{CRW}_{2,t-1} \times \text{DCRP}_{2,t}$$

TDWI_{t-1} : t-1日のトータル・ドル・ウェイトで、次式で計算される。

$$\text{TDWI}_{t-1} = \text{CRW}_{1,t-1} \times \text{DCRP}_{1,t-1} + \text{CRW}_{2,t-1} \times \text{DCRP}_{2,t-1}$$

$\text{CRW}_{i,t}$: t日における第i限月のVIX先物取引のコントラクト・ロール・ウェイト

$\text{DCRP}_{i,t}$: t日における第i限月のVIX先物取引の日次の先物取引参考価格

先物取引のリバランス

この指数は継続的にロールされ、現時のロール期間終了日の翌営業日に次のロール期間が始まる。ロール期間はCBOEの毎月のVIX先物の決済日（翌月のS&P500オプションの満期日から30暦日前の水曜日に当たる）の直前の火曜日から、翌月のCBOEのVIX先物の決済日直前の火曜日までとする。

当該指数のリターンの計算において、 t 日におけるコントラクト・ロール・ウェイト（ $CRW_{i,t}$ ）は次のように求められる。

$$CRW_{1,t} = 100 \times (dr/dt)$$

$$CRW_{2,t} = 100 \times ((dt-dr)/dt)$$

dt = CBOEのVIX先物の決済日（当日を含む。）から、その次のCBOEのVIX先物の決済日（当日を含まない。）までの直近限月のロール期間における総営業日数。月内に新たな休日が導入された場合、または予定外の市場閉鎖が生じた場合にも、営業日数は一定とする。

dr = 翌営業日（当日を含む。）から、その次のCBOEのVIX先物の決済日（当日を含まない。）までのロール期間における総営業日数。この営業日数には、月内に新たに導入された休日が（その休日が終了するまでの期間）含まれる。

S&P500 VIX短期先物日次インバース指数

S&P500 VIX短期先物日次インバース指数は、S&P500 VIX短期先物指数の逆のパフォーマンスを測定する。S&P500 VIX先物の任意の営業日（ t ）において、S&P500 VIX短期先物日次インバース指数のリターンは以下のように計算される。

S&P500 VIX短期先物日次インバース指数の計算方法

$$\text{IndexER}_t = \text{IndexER}_{t-1} \times (1 + \text{Excess Return}_t)$$

$$\text{Excess Return}_t = -1 \times \text{VIXShortTermFuturesCDR}_t$$

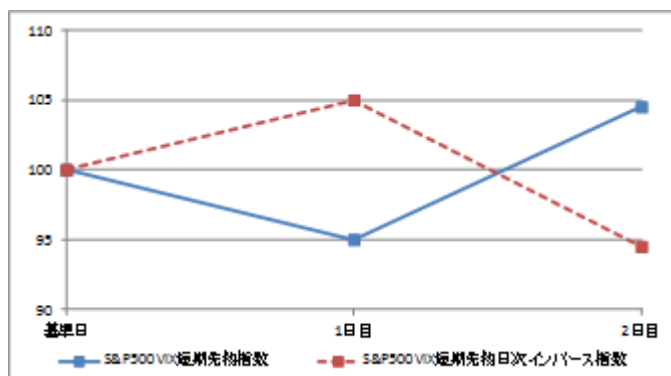
$\text{VIXShortTermFuturesCDR}_t$: S&P500 VIX短期先物指数のリターン

S&P500 VIX短期先物日次インバース指数の値動きについて

S&P500 VIX短期先物日次インバース指数は、日々の騰落率がS&P500 VIX短期先物指数の騰落率の - 1（マイナス 1）倍として計算された指数である。したがって、以下の例に示すように、S&P500 VIX短期先物日次インバース指数の騰落率と原指数の騰落率とは、2日以上離れた日との比較においては、一般に「- 1倍」とならないので、十分留意する必要がある。

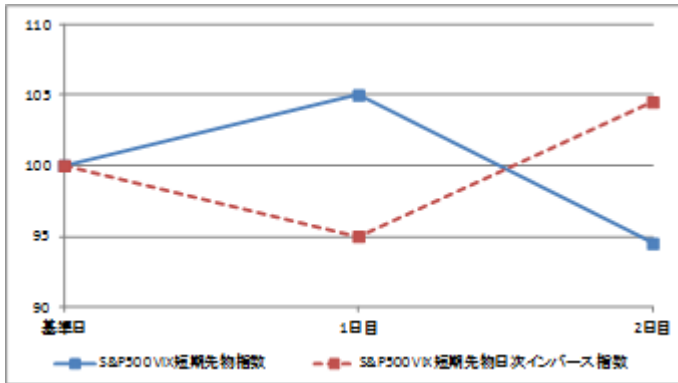
(1) S&P500 VIX短期先物指数が、1日目「下落」、2日目「上昇」の場合

日々の動き			基準日からの動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
S&P500 VIX短期先物指数	-5%	10%	S&P500 VIX短期先物指数	-5%	4.5%
S&P500 VIX短期先物日次インバース指数	5%	-10%	S&P500 VIX短期先物日次インバース指数	5%	-5.5%



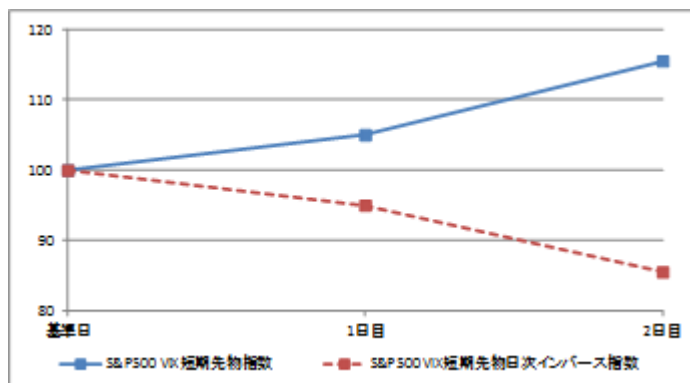
(2) S&P500 VIX短期先物指数が、1日目「上昇」、2日目「下落」の場合

日々の動き			基準日からの動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
S&P500 VIX短期先物指数	5%	-10%	S&P500 VIX短期先物指数	5%	-5.5%
S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	-5%	10%	S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	10%	4.5%



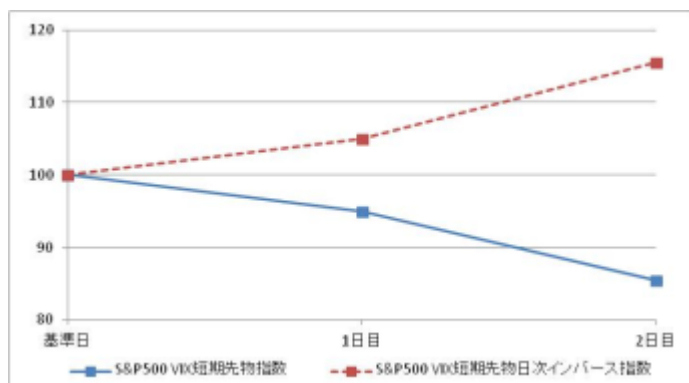
(3) S&P500 VIX短期先物指数が、1日目「上昇」、2日目「上昇」の場合

日々の動き			基準日からの動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
S&P500 VIX短期先物指数	5%	10%	S&P500 VIX短期先物指数	5%	15.5%
S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	-5%	-10%	S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	-5%	-14.5%



(4) S&P500 VIX短期先物指数が、1日目「下落」、2日目「下落」の場合

日々の動き			基準日からの動き		
	1日目	2日目		1日目	2日目
S&P500 VIX短期先物指数	-5%	-10%	S&P500 VIX短期先物指数	-5%	-14.5%
S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	5%	10%	S&P500 VIX短期先物日次インパース指数	5%	15.5%



これらの例示は、S&P500 VIX短期先物指数の値動きとS&P500 VIX短期先物日次インパース指数の値動きの関係を説明するための計算例であり、実際の値動きを示したものではない。

実際の本受益権の基準価格は、管理費用等のコスト負担や追加設定・一部解約に影響されるため、運用目標が完全に達成できるとは限らない。

また、本受益権の市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決定する。したがって、市場価格は基準価格とは必ずしも一致するものではない。

S&P/JPX 配当貴族指数（米ドルヘッジ、課税後配当込み）および税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数（本項において、以下個別にまたは総称して「本指数」という。）

1 理由

(1) 当社の発行している有価証券

() NEXT NOTES 日本株配当貴族（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN

() NEXT NOTES 東証REIT（ドルヘッジ、ネットリターン）ETN

本項においては、上記()から()までの受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、各本受益権に係る信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本外国指標連動証券」という。

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）

S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）（以下本「S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において「本指数」という。）は、東証株価指数（以下本「S&P/JPX 配当貴族指数（課税後配当込み）」において「TOPIX」という。）の構成銘柄のうち、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持している最も配当利回りの高い企業のパフォーマンスを測定する株式指数であり、さらに株式の配当から源泉徴収税を控除した金額を再投資する課税後配当込みの株式指数である。

適格性基準

本指数の採用銘柄は、TOPIXの構成銘柄のうち、下記の適格性ファクターおよび安定性基準を原則として満たす必要がある。

・適格性ファクター

時価総額：リバランス参照日（毎年6月の最終営業日をいう。以下同じ。）時点のTOPIXにおける浮動株調整後時価総額が500億円以上であること。

流動性：リバランス参照日までの3ヶ月間の1日当たり平均売買代金が3億円以上であること。

複数のシェアクラス：複数のシェアクラスがある場合、直近の配当利回りが最も高いシェアクラスが採用候補となる。

・安定性基準

配当の成長性：新たに選定される銘柄は、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。既存の本指数構成銘柄は、7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持していること。

配当性向：新たに選定される銘柄は、配当性向が100%以下であること。一方、既存の本指数構成銘柄は配当性向がマイナスにならないこと（年間の1株当たり利益（EPS）がマイナスになったときに、配当性向がマイナスになったものと見なされる。）。

配当利回り：リバランス参照日時点で直近12ヶ月の配当利回りが10%以下であること（配当利回りは、リバランス参照日までの12ヶ月間の1株当たり配当金総額をリバランス参照日時点の株価で除することで計算される。）。

配当に関する全ての基準は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが決定する普通配当金に基づいている。また、配当利回りの計算において、特別配当や記念配当は考慮されないものとする。

本指数の構築方法とリバランス

まず本指数構成銘柄の選択が行われ、次に本指数内の構成銘柄のウェイト付けが行われる。本指数の構成銘柄は毎年7月にリバランスされ、各リバランス時には、銘柄のウェイトを修正し、個別の銘柄やセクター全体にわたる分散を確保する。

・本指数構成銘柄の選択

本指数の適格性基準を満たす全銘柄をリバランス参照日時点における直近12ヶ月の配当利回りに基づいてランク付けした上で、直近12ヶ月の配当利回りが最も高い上位50銘柄を本指数の構成銘柄として選択される。各リバランス

時点では、最低40の構成銘柄数が必要となるが、仮に適格性基準を満たす構成銘柄数が40を下回った場合には、以下の順序でその基準が緩和される。

時価総額基準の緩和

浮動株調整後時価総額が300億円以上で、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

配当の成長性に関する基準の緩和

の緩和によって、構成銘柄数が40に達していない場合、配当の成長性に関する基準が緩和される。浮動株調整後時価総額が300億円以上で、過去において7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持しており、かつその他全ての本指数の適格性基準を満たしているTOPIXの構成銘柄が、40の構成銘柄数に達するまで、配当利回りの高い順に本指数に追加される。

・構成銘柄のウェイト付け

相対的に高い配当利回りを達成するために、本指数構成銘柄は配当利回りにより加重される。各年次リバランスおよび半期のセミリバランス時点で、各本指数構成銘柄のウェイトには5%の上限が適用され、世界産業分類基準(GICS)の各セクターのウェイトには30%の上限が適用される。各銘柄の上限を超えたウェイト部分は、上限を超えていない全ての構成銘柄に按分により再配分される。

・リバランス

年次リバランス：本指数は毎年1回全面的にリバランスされ、7月の最終営業日の取引終了後に有効となる。

セミリバランス：年次リバランスに加え、ウェイト制限がメソドロジーに抵触していないかを確認するために、二次的な見直しを実施する。また、配当の継続的な支払いを確認するために、本指数構成銘柄に対するスクリーニングも実施され、直近の配当支払いを実施しなかったか、または配当を大幅に削減した本指数構成銘柄は、S&P/JPX指数委員会の裁量により本指数から除外される。

仮にセミリバランス時点で、各銘柄のウェイトをウェイト基準と一致させる必要がある場合、または配当の見送りまたは大幅な削減により、銘柄を除外する必要がある場合、これらの変更が実施され、1月の最終営業日の取引終了後に有効となる。再ウェイト付けを行う上での直近配当利回りの計算における参照日は、12月の最終営業日の取引終了後となる。

本指数構成銘柄への追加

スピノフ(企業が社内の1部門を切り離し1企業として分離・独立させることをいう。)の場合を除いて、各リバランスの間に指数への新たな銘柄の追加は行われない。

本指数構成銘柄からの除外

指数構成銘柄がTOPIXから除外された場合、それらの銘柄は各リバランスの間であっても本指数から除外される。各リバランスの間に除外される構成銘柄はその他の銘柄に置き換えられない。

S&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)

S&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)(以下本「S&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)」において「本指数」という。)はS&P/JPX 配当貴族指数(課税後配当込み)の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行う事を考慮して、本指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、本指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、本指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

本指数の計算方法

各月をmとし、各日をd=1,2,3,...Dとする。(mdは、m月の第d日、moは前月の最終営業日、mroは前月の最終営業日の前営業日とする。)

m月d日のS&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)の指数値

$$EH_{md} = EH_{mo} \times (E_{md} / E_{mo} + HR_{md})$$

ただし、

$$E_{md} = EL_{md} / S_{md}$$

$$HR_{md} = (S_{mro} / F_{mo} - S_{mro} / F_{_lmd}) \times MAF_m$$

EH : S&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)の指数値

E : S&P/JPX 配当貴族指数(課税後配当込み)(米ドル建て)の指数値

EL : S&P/JPX 配当貴族指数(課税後配当込み)(日本円建て)の指数値

HR : ヘッジリターン(%)

S : スポットレート(1米ドル当たり日本円)

F : フォワードレート(1米ドル当たり日本円)

F_ lmd : m月の第d日における線形補間されたフォワードレート

$$F_{_lmd} = S_{md} + ((D - d) / D) \times (F_{md} - S_{md})$$

MAFm = m月におけるS&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)の月次調整係数

$$MAF_m = EH_{mro} / EH_{mo}$$

とする。

税引後配当込東証REIT指数

東証REIT指数は、東証に上場するREIT(不動産投資信託)の全銘柄を対象とした時価総額加重型の指数であり、基準日である2003年3月31日の時価総額を1,000として計算されている。東証REIT指数は浮動株反映を行っておらず、浮動株比率は便宜上1.00としている。

また、税引後配当込東証REIT指数は、配当落日に、税引後の予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し基準時価総額の修正を行うことで算出される指数である。仮に配当落日に使用した予想配当金と決算短信で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄については配当落金額の調整が行われる。基準時価総額の算出に用いる配当税率は、修正日時点での上場株式等の配当に係る源泉徴収税率(地方税除く。)とする。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数は税引後配当込東証REIT指数の米ドル建ての指数であり、日本円以外の通貨で投資を行うことを考慮して、指数構成銘柄のリスクヘッジを行うのではなく、為替リスクをヘッジした場合のリターンを表象する指数である。そのリターンは、指数が保有するポートフォリオを1ヶ月の為替フォワード取引により継続的にヘッジした場合の値として算出される。保有するポートフォリオにおける為替リスクのヘッジ割合は100%である。よって、指数構成銘柄全体の為替リスクがヘッジされていることになる。ただし、あくまでも一定時点のポートフォリオ残高を月次でヘッジしているものであり、為替変動を完全にヘッジしているわけではない。

税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の計算方法

各月をmとし、各日をd=1,2,3,...Dとする。(mdは、m月の第d日、m0は前月の最終営業日、mroは前月の最終営業日の前営業日とする。)

m月d日の税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

$$EH_{md} = EH_{mo} \times (E_{md} / E_{mo} + HR_{md})$$

ただし、

$$\text{Emd} = \text{ELmd} / \text{Smd}$$

$$\text{HRmd} = (\text{Smro} / \text{Fmo} - \text{Smro} / \text{F_lmd}) \times \text{MAFm}$$

EH：税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の指数値

E：税引後配当込東証REIT指数（米ドル建て）の指数値

EL：税引後配当込東証REIT指数（日本円）の指数値

HR：ヘッジリターン（%）

S：スポットレート（1米ドル当たり日本円）

F：フォワードレート（1米ドル当たり日本円）

F_lmd：m月の第d日における線形補間されたフォワードレート

$$\text{F_lmd} = \text{Smd} + ((\text{D} - \text{d}) / \text{D}) \times (\text{Fmd} - \text{Smd})$$

MAFm：m月における税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の月次調整係数

$$\text{MAFm} = \text{EHmro} / \text{EHmo}$$

とする。

2【当該指数等の推移】

1．ハンセン指数・レバレッジインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年			
	最高	21,711.94		16,883.90		18,621.28		20,188.97		25,020.79			
	最低	9,211.14		11,051.90		12,727.99		14,247.32		12,699.12			
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月		2016年 5月		2016年 6月		2016年 7月		2016年 8月		2016年 9月	
	最高	13,638.07		12,598.07		13,222.58		14,271.93		15,299.44		16,748.69	
	最低	11,898.88		11,289.95		11,654.35		12,159.41		13,652.45		15,479.39	

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

2．ハンセン指数・ショートインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年			
	最高	13,889.22		11,762.71		9,980.17		9,051.53		8,326.57			
	最低	9,806.63		9,046.96		8,039.78		7,269.36		6,289.54			
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月		2016年 5月		2016年 6月		2016年 7月		2016年 8月		2016年 9月	
	最高	8,114.55		8,255.65		8,000.22		7,734.41		7,275.78		6,794.85	
	最低	7,554.77		7,769.11		7,561.37		7,123.79		6,847.19		6,516.88	

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

3．韓国総合株価指数200・レバレッジインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年			
	最高	392.78		301.10		280.59		266.45		262.63			
	最低	195.62		216.14		203.23		206.87		171.49			
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月		2016年 5月		2016年 6月		2016年 7月		2016年 8月		2016年 9月	
	最高	211.99		203.26		212.68		216.01		225.97		229.67	
	最低	197.53		192.13		194.01		198.09		208.97		211.48	

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

4. 韓国総合株価指数200(先物)・インバースインデックスの過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	1,042.48	943.96	973.03	968.06	1,061.55	
	最低	778.97	804.49	819.91	848.07	853.37	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	963.77	977.52	976.77	963.54	937.16	930.83
	最低	930.61	951.64	929.69	921.14	902.86	894.90

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

5. 日経・東商取金レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	19,777.96	18,165.96	21,287.61	17,282.81	18,661.12	
	最低	11,086.39	12,791.36	11,789.05	13,008.66	12,892.62	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	14,934.67	15,146.56	14,582.09	15,524.05	14,902.94	14,718.92
	最低	13,927.24	14,014.94	13,589.67	14,537.80	13,839.45	13,899.67

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

6. 日経・東商取金インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	9,012.31	7,605.91	7,440.81	6,843.90	6,609.49	
	最低	6,516.57	6,326.39	5,743.28	5,864.94	5,616.84	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	6,300.87	6,271.12	6,365.94	6,136.86	6,278.40	6,258.54
	最低	6,084.71	6,034.85	6,143.03	5,935.62	6,053.42	6,085.20

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

7. 日経・東商取原油レバレッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	14,556.61	14,438.04	19,673.33	19,692.15	7,657.50	
	最低	7,276.33	7,311.98	12,373.64	7,251.21	1,639.20	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	1,314.15	1,510.45	1,523.28	1,301.79	1,199.59	1,140.30
	最低	892.78	1,476.90	1,146.25	921.95	820.30	965.00

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

8. 日経・東商取原油インバース指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	9,667.17	8,485.15	6,317.46	7,331.00	11,676.76	
	最低	7,037.92	6,239.43	4,699.46	4,631.99	6,349.01	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	11,134.45	9,421.53	9,070.65	9,878.57	10,425.48	9,315.17
	最低	8,803.71	8,057.72	7,989.25	8,469.99	8,519.86	8,601.93

出所：東京商品取引所、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

9. 日経平均ボラティリティー・インデックス先物指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	-	115,929.82	128,730.71	97,741.36	50,080.55	
	最低	-	46,875.39	47,519.52	38,902.54	17,065.71	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	25,892.42	24,837.51	28,132.01	24,709.32	21,964.06	19,522.05
	最低	22,149.51	22,122.68	22,287.44	21,723.03	19,349.25	15,907.74

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

10. ダウ・ジョーンズ工業株価平均レバレッジ(2倍)・インデックス(円ヘッジ・プライスリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	694.10	741.81	1,090.59	1,279.52	1,310.90	
	最低	467.23	591.03	705.91	939.37	956.38	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	1,232.14	1,209.62	1,217.39	1,297.64	1,294.73	1,280.55
	最低	1,161.23	1,141.56	1,109.31	1,190.98	1,252.19	1,210.57

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

11. ダウ・ジョーンズ工業株価平均インバース(-1倍)・インデックス(円ヘッジ・トータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	943.64	795.56	707.10	588.78	544.14	
	最低	796.16	699.04	548.22	486.78	470.73	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	473.38	474.66	479.15	461.82	449.62	454.12
	最低	459.27	462.40	458.36	441.71	441.20	442.44

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

12. 東証マザーズ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	525.01	407.47	1,052.95	1,035.34	1,028.38	
	最低	363.73	289.45	415.04	635.00	708.12	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	1,226.42	1,255.40	1,165.55	1,056.57	958.03	968.72
	最低	943.18	1,050.68	890.67	910.99	889.22	905.13

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

13. STOXX アセアン好配当50(円、ネットリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	2,895.07	3,484.75	4,677.86	5,150.56	5,203.22	
	最低	2,258.02	2,498.82	3,521.87	3,844.01	3,880.10	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	4,347.19	4,099.22	4,141.79	4,306.57	4,162.08	4,147.33
	最低	4,040.13	3,921.23	3,763.91	3,911.23	4,029.60	4,002.20

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

14. Nifty50 デイリーインバースインデックス(トータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	673.87	661.31	619.83	557.57	474.70	
	最低	489.00	538.10	520.21	404.60	391.25	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	482.95	474.60	452.65	440.45	429.85	430.25
	最低	457.95	447.70	441.85	423.45	419.35	411.85

出所：India Index Services & Products Limited、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

15. Nifty50 レバレッジ(2倍)インデックス(プライスリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	3,112.66	2,331.45	2,435.45	3,989.95	4,264.20	
	最低	1,516.95	1,572.14	1,717.96	2,095.79	2,824.25	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	2,992.50	3,118.70	3,185.95	3,459.95	3,531.35	3,660.20
	最低	2,688.05	2,786.35	3,034.15	3,204.30	3,359.80	3,354.45

出所：India Index Services & Products Limited、Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

16. S&P500 配当貴族指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	210.38	243.39	315.11	366.97	370.75	
	最低	175.95	207.86	244.59	292.78	334.63	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	394.95	395.42	403.16	415.05	414.25	412.38
	最低	384.24	384.43	383.84	402.26	409.10	395.57

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

17. S&P シンガポールREIT指数(課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	328.02	410.26	476.09	457.74	489.01	
	最低	277.57	279.53	379.57	387.58	406.00	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	469.45	466.87	474.98	492.28	497.06	503.87
	最低	453.28	454.35	453.50	477.38	486.41	488.17

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

18. 野村日本株高配当70・米ドルヘッジ指数(ネットトータルリターン)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	20,882.10	20,381.91	29,269.04	33,197.05	39,564.81	
	最低	16,870.17	16,657.74	20,095.17	25,848.62	30,917.41	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	34,184.35	32,787.70	32,364.43	31,281.78	32,182.84	32,682.96
	最低	30,364.42	31,220.90	28,080.30	28,026.49	29,610.09	31,377.25

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

19. S&P500 VIX短期先物インバース日次指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	222,444.172	233,875.313	423,374.969	565,724.813	605,652.688	
	最低	56,324.219	79,734.570	213,519.953	308,462.031	271,068.219	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	354,879.156	393,337.750	410,234.219	416,191.656	466,065.031	498,991.344
	最低	289,963.438	323,320.250	243,950.000	314,580.156	407,251.688	384,940.063

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

20. S&P/JPX 配当貴族指数(米ドルヘッジ、課税後配当込み)の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	96.559	100.180	149.418	171.172	218.670	
	最低	77.701	86.328	101.971	134.962	165.015	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	201.238	196.696	196.404	193.658	195.748	201.937
	最低	188.326	188.139	174.126	182.667	185.521	193.838

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

21. 税引後配当込東証REIT米ドルヘッジ指数の過去の推移

最近5年間の 年別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	最高	1,899.057	2,010.063	3,056.399	3,618.247	3,797.710	
	最低	1,385.203	1,419.977	2,024.811	2,695.723	2,930.985	
最近6ヶ月の 月別最高・最低値	年度	2016年 4月	2016年 5月	2016年 6月	2016年 7月	2016年 8月	2016年 9月
	最高	3,950.453	3,910.461	3,838.223	3,802.772	3,754.013	3,784.741
	最低	3,723.013	3,792.493	3,459.576	3,683.546	3,673.280	3,673.358

出所：Bloomberg

(注) 過去の推移は将来の成果の目安とはならない。